



第 130 回養父市議会定例会における上程議案について

第 130 回養父市議会定例会において、追加議案として上程します。

- 1 議案 第 130 回養父市議会定例会追加議案送致目録のとおり。
- 2 その他 議案は全てメールで送信します。

【問合せ】

経営企画部 経営総務課 課長：和田 久仁彦 担当者：二位 紘樹
電話：079-662-3161

第130回養父市議会定例会 追加議案送致目録

令和7年12月10日

議案番号	案 件 名
議案第68号	養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	養父市まちづくり計画第2期基本計画を定めることについて
議案第71号	養父市関宮小さな拠点（仮称）整備工事請負契約の変更について
議案第72号	令和7年度養父市一般会計補正予算（第6号）
議案第73号	令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第74号	令和7年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）
議案第75号	令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第76号	令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第77号	令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第3号）
同意第21号	監査委員の選任につき同意を求めることについて

提 案 理 由

議案第68号

養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

本件は、令和7年8月に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「令和7年人事院勧告」という。）がなされたことに鑑み、所要の改正を行うものである。ただし、市長の期末手当に関しては、在職期間中（令和10年10月31日まで）は、改正前の支給割合（年4.45月）に据え置くものとする。

なお、施行日は内容により公布日及び適用日を定めている。

【改正内容】

令和7年度の期末手当の改正（年4.45月→4.5月）

6月支給分	2.225月 → 2.225月	±0.0
12月支給分	2.225月 → 2.275月	+0.05

令和8年度の期末手当の改正（年4.5月の均等化）

6月支給分	2.225月 → 2.25月	+0.25
12月支給分	2.275月 → 2.25月	-0.25

議案第69号

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

理 由

本件は、令和7年人事院勧告がなされたことに鑑み、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）、養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号）の一部について、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は内容により公布日及び適用日を定めている。

【改正内容】

養父市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・通勤手当の改正
- ・宿日直手当の改正
- ・行政職給料表及び医師職給料表の改正
- ・令和7年度の職員の期末手当の改正（年2.5月→2.525月）

6月支給分	1.25月 → 1.25月	±0.00
12月支給分	1.25月 → 1.275月	+0.025

- ・令和7年度の職員の勤勉手当の改正（年2.1月→2.125月）

6月支給分	1.05月 → 1.05月	±0.00
12月支給分	1.05月 → 1.075月	+0.025

- ・令和8年度の職員の期末手当の改正（年2.525月の均等化）

6月支給分	1.25月 → 1.2625月	+0.0125
12月支給分	1.275月 → 1.2625月	-0.0125

・令和8年度の職員の勤勉手当の改正（年2.125月の均等化）

6月支給分	1.05月 → 1.0625月	+0.0125
12月支給分	1.075月 → 1.0625月	-0.0125

養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

・特定任期付職員の給与表の改正

・令和7年度の特定任期付職員の期末手当の改正（年1.9月→1.925月）

6月支給分	0.95月 → 0.95月	±0.0
12月支給分	0.95月 → 0.975月	+0.025

・令和7年度の特定任期付職員の勤勉手当の改正（年1.75月→1.775月）

6月支給分	0.875月 → 0.875月	±0.00
12月支給分	0.875月 → 0.9月	+0.025

・令和8年度の特定任期付職員の期末手当の改正（年1.925月の均等化）

6月支給分	0.95月 → 0.9625月	+0.0125
12月支給分	0.975月 → 0.9625月	-0.0125

・令和8年度の特定任期付職員の勤勉手当の改正（年1.775月の均等化）

6月支給分	0.875月 → 0.8875月	+0.0125
12月支給分	0.9月 → 0.8875月	-0.0125

・常勤の会計年度任用職員の給料表及びパートタイム会計年度任用職員報酬額表の改正

議案第70号

養父市まちづくり計画第2期基本計画を定めることについて

理由

令和3年10月に策定した養父市まちづくり計画は、基本構想（10年計画）と基本計画（5年計画）で構成されており、第1期基本計画が令和7年度末に終期を迎えるため、新たな基本計画の策定が必要となる。よって、養父市まちづくり計画第2期基本計画を定め、養父市議会基本条例（平成22年養父市条例第19号）第10条第1項第2号の規定により、議決を求めるものである。

議案第71号

養父市関宮小さな拠点（仮称）整備工事請負契約の変更について

理由

本件は、養父市関宮小さな拠点（仮称）整備工事に係る請負契約を変更したいので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第2条の規定により、議決を求めるものである。

【変更の概要】

契約金額を1,315,600,000円から1,325,720,000円に10,120,000円増額するもので、変更の理由は、車両及び歩行者が通行する2箇所の進入路の設置等の変更である。

- | | |
|--------|---|
| 議案第72号 | 令和7年度養父市一般会計補正予算（第6号） |
| 議案第73号 | 令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第74号 | 令和7年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第75号 | 令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第76号 | 令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 議案第77号 | 令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 理由 | 上記6件は、令和7年人事院勧告に伴う職員の給料、勤勉手当等の引き上げに必要となる経費の補正を行うものである。 |
| 同意第21号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 理由 | 現在の監査委員の任期が、令和7年12月17日に満了となることから、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員の選任について、同意を求めるものである。
【任期】 令和7年12月18日～令和11年12月17日 |

議案第68号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように定める。

令和7年12月10日提出

養父市長 大林 賢一

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年養父市条例第51号)の一部を次の表のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75	6月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75
12月1日	<u>100分の227.5</u>	<u>100分の182</u>	<u>100分の136.5</u>	<u>100分の68.25</u>	12月1日	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

改 正 案					現 行					
附 則 1～6（略） <u>（市長の期末手当の特例）</u> 7 <u>令和7年12月1日に在職する第1条第1号に掲げる職員の期末手当の額は、令和10年10月31日までの間、第5条の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u>					附 則 1～6（略）					
	<u>基準日</u>	<u>在職期間</u>								
		<u>6か月</u>	<u>5か月以上 6か月未満</u>	<u>3か月以上 5か月未満</u>	<u>3か月未満</u>					
	<u>6月1日</u>	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>					
	<u>12月1日</u>	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>					

(養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成16年養父市条例第51号)の一部を次の表のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>	6月1日	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>
12月1日	<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>	12月1日	<u>100分の227.5</u>	<u>100分の182</u>	<u>100分の136.5</u>	<u>100分の68.25</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(期末手当の内払)

2 第1条の規定による改正後の養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(以下「第1条改正条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第69号

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の給与に関する条例等の改正する条例の一部を次のように定める。

令和7年12月10日提出

養父市長 大林 賢一

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 養父市職員の給与に関する条例(平成16年養父市条例第54号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(通勤手当) 第17条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) (略) ア～キ (略) ク 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> ケ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u> コ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	(通勤手当) 第17条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) (略) ア～キ (略) ク 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> ケ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> コ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>

改 正 案	現 行
<p>サ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>シ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>ス 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p> <p>セ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u></p> <p>ソ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u></p> <p>タ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u></p> <p>チ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第24条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき<u>4,700円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前</p>	<p>サ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>シ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p> <p>ス 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u></p> <p>セ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u></p> <p>ソ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u></p> <p>タ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u></p> <p>チ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第24条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき<u>4,400円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲</p>

改 正 案	現 行
<p>6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（第7条関係） 行政職給料表</p>	<p>げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>100分の105を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の50を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（第7条関係） 行政職給料表</p>

改 正 案								現 行										
職員の 区分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	職員の 区分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	
勤務職	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	勤務職	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	
員以外	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	
の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900		6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700		7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500		8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	

改 正 案								現 行							
15	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>	<u>290,800</u>	<u>329,400</u>	<u>355,900</u>	<u>389,900</u>	<u>443,700</u>	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>
16	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>	<u>292,000</u>	<u>331,000</u>	<u>357,400</u>	<u>391,700</u>	<u>444,900</u>	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>
17	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>	<u>293,200</u>	<u>332,400</u>	<u>358,800</u>	<u>393,200</u>	<u>446,100</u>	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>
18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>	<u>334,100</u>	<u>360,500</u>	<u>395,000</u>	<u>447,400</u>	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>
19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>	<u>335,700</u>	<u>362,100</u>	<u>396,700</u>	<u>448,700</u>	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>
20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>398,300</u>	<u>449,900</u>	20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>	<u>338,700</u>	<u>364,800</u>	<u>400,000</u>	<u>451,100</u>	21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>	<u>340,400</u>	<u>366,300</u>	<u>401,400</u>	<u>451,900</u>	22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>	<u>342,100</u>	<u>367,800</u>	<u>402,800</u>	<u>452,700</u>	23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>
24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>	<u>343,700</u>	<u>369,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,500</u>	24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>405,600</u>	<u>454,100</u>	25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>
26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>406,800</u>	<u>454,700</u>	26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>408,000</u>	<u>455,300</u>	27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>409,000</u>	<u>455,900</u>	28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>410,100</u>	<u>456,600</u>	29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	<u>457,400</u>	30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>457,800</u>	31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>	32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>	33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>	34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>

改 正 案									現 行								
35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>		35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>	
36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>		36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>	
37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>		37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>	
38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>		38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>	
39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>		39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>	
40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>		40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>	
41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>		41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>	
42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>		42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>	
43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>		43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>	
44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>		44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>	
45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>		45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>	
46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>			46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>		
47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>			47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>		
48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>			48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>		
49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>			49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		
50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>			50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		
51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>			51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		
52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>			52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		
53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>			53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		
54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>			54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		

改 正 案							現 行						
55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>	55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>
56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>	56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>
57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>	57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>
58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>	58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>
59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>	59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>	60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>	61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>	62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>	63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>	64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>
65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>	65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>
66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>	66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>	67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>	68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>	69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>	70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>	71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>	72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>	73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>		74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	

改 正 案						現 行					
75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>	75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>
76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>	76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>
77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>	77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>
78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>	78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>
79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>	79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>
80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>	80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>
81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>	81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>	82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>	83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>	84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>
85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>	85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>			86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>		
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>			87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>		
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>			88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>		
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>			89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>		
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>			90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>		
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>			91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>		
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>			92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>		
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>			93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>		
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>			94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>		

改 正 案					現 行				
95	<u>308,300</u>	<u>358,800</u>			95	<u>299,700</u>	<u>349,200</u>		
96	<u>308,700</u>	<u>359,100</u>			96	<u>300,100</u>	<u>349,500</u>		
97	<u>308,900</u>	<u>359,400</u>			97	<u>300,300</u>	<u>349,800</u>		
98	<u>309,200</u>	<u>359,800</u>			98	<u>300,600</u>	<u>350,200</u>		
99	<u>309,500</u>	<u>360,200</u>			99	<u>301,000</u>	<u>350,600</u>		
100	<u>309,900</u>	<u>360,600</u>			100	<u>301,400</u>	<u>351,000</u>		
101	<u>310,100</u>	<u>361,100</u>			101	<u>301,600</u>	<u>351,500</u>		
102	<u>310,400</u>	<u>361,500</u>			102	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>		
103	<u>310,700</u>	<u>361,900</u>			103	<u>302,200</u>	<u>352,300</u>		
104	<u>311,000</u>	<u>362,300</u>			104	<u>302,500</u>	<u>352,700</u>		
105	<u>311,200</u>	<u>362,800</u>			105	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>		
106	<u>311,500</u>	<u>363,200</u>			106	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>		
107	<u>311,800</u>	<u>363,500</u>			107	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>		
108	<u>312,100</u>	<u>363,800</u>			108	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>		
109	<u>312,300</u>	<u>364,200</u>			109	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>		
110	<u>312,600</u>				110	<u>304,200</u>			
111	<u>313,000</u>				111	<u>304,600</u>			
112	<u>313,300</u>				112	<u>304,900</u>			
113	<u>313,500</u>				113	<u>305,100</u>			
114	<u>313,700</u>				114	<u>305,300</u>			

改 正 案								現 行							
115		314,000						115		305,600					
116		314,400						116		306,000					
117		314,600						117		306,200					
118		314,800						118		306,400					
119		315,100						119		306,700					
120		315,400						120		307,000					
121		315,700						121		307,400					
122		315,900						122		307,600					
123		316,200						123		307,900					
124		316,500						124		308,200					
125		316,800						125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額												
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医師職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
-----------	----------	----	----	----	----

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医師職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
-----------	----------	----	----	----	----

改 正 案					現 行					
	号給	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円			円	円	円	円
定年前					定年前					
再任用	1	<u>305,600</u>	<u>415,600</u>	<u>470,300</u>	再任用	1	<u>291,400</u>	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>
短時間	2	<u>307,900</u>	<u>418,300</u>	<u>472,300</u>	短時間	2	<u>293,700</u>	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>
勤務職	3	<u>310,200</u>	<u>420,900</u>	<u>474,200</u>	勤務職	3	<u>296,000</u>	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>
員以外	4	<u>312,400</u>	<u>423,300</u>	<u>476,100</u>	員以外	4	<u>298,200</u>	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>
の職員	5	<u>314,500</u>	<u>425,600</u>	<u>477,500</u>	の職員	5	<u>300,300</u>	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>
	6	<u>318,000</u>	<u>427,800</u>	<u>479,200</u>		6	<u>303,800</u>	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>
	7	<u>321,500</u>	<u>429,800</u>	<u>481,000</u>		7	<u>307,300</u>	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>
	8	<u>324,900</u>	<u>431,900</u>	<u>482,800</u>		8	<u>310,700</u>	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>
	9	<u>328,300</u>	<u>434,000</u>	<u>484,600</u>		9	<u>314,100</u>	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>
	10	<u>331,800</u>	<u>435,500</u>	<u>486,300</u>		10	<u>317,600</u>	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>
	11	<u>335,200</u>	<u>437,000</u>	<u>488,100</u>		11	<u>321,000</u>	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>	
	12	<u>338,600</u>	<u>438,500</u>	<u>489,900</u>		12	<u>324,400</u>	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>	
	13	<u>342,000</u>	<u>439,900</u>	<u>491,700</u>		13	<u>327,800</u>	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>	
	14	<u>345,500</u>	<u>441,300</u>	<u>493,400</u>		14	<u>331,300</u>	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>	
	15	<u>348,900</u>	<u>442,800</u>	<u>495,200</u>		15	<u>334,700</u>	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>	
	16	<u>352,300</u>	<u>444,200</u>	<u>497,000</u>		16	<u>338,100</u>	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>	
	17	<u>355,700</u>	<u>445,500</u>	<u>498,800</u>		17	<u>341,500</u>	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>	
	18	<u>358,800</u>	<u>447,000</u>	<u>500,700</u>		18	<u>344,600</u>	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>	

改 正 案				現 行			
19	<u>362,000</u>	<u>448,400</u>	<u>502,600</u>	19	<u>347,700</u>	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>
20	<u>365,200</u>	<u>449,800</u>	<u>504,500</u>	20	<u>350,800</u>	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>
21	<u>368,500</u>	<u>451,100</u>	<u>506,400</u>	21	<u>354,000</u>	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>
22	<u>371,600</u>	<u>452,600</u>	<u>508,100</u>	22	<u>357,100</u>	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>
23	<u>374,700</u>	<u>454,000</u>	<u>509,900</u>	23	<u>360,200</u>	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>
24	<u>377,700</u>	<u>455,400</u>	<u>511,700</u>	24	<u>363,200</u>	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>
25	<u>380,800</u>	<u>456,800</u>	<u>513,300</u>	25	<u>366,200</u>	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>
26	<u>383,100</u>	<u>458,200</u>	<u>515,100</u>	26	<u>368,500</u>	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>
27	<u>385,400</u>	<u>459,500</u>	<u>516,900</u>	27	<u>370,800</u>	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>
28	<u>387,600</u>	<u>460,900</u>	<u>518,400</u>	28	<u>373,000</u>	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>
29	<u>389,500</u>	<u>462,300</u>	<u>519,800</u>	29	<u>374,900</u>	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>
30	<u>391,200</u>	<u>463,600</u>	<u>521,500</u>	30	<u>376,600</u>	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>
31	<u>392,900</u>	<u>465,000</u>	<u>523,300</u>	31	<u>378,300</u>	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>
32	<u>394,700</u>	<u>466,400</u>	<u>525,000</u>	32	<u>380,100</u>	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>
33	<u>396,400</u>	<u>467,700</u>	<u>526,500</u>	33	<u>381,900</u>	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>
34	<u>398,200</u>	<u>469,100</u>	<u>527,800</u>	34	<u>383,700</u>	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>
35	<u>399,800</u>	<u>470,400</u>	<u>529,100</u>	35	<u>385,300</u>	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>
36	<u>401,100</u>	<u>471,800</u>	<u>530,400</u>	36	<u>386,700</u>	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>
37	<u>402,500</u>	<u>473,200</u>	<u>531,400</u>	37	<u>388,100</u>	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>
38	<u>403,900</u>	<u>474,900</u>	<u>532,700</u>	38	<u>389,600</u>	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>

改 正 案				現 行			
39	<u>405,300</u>	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>	39	<u>391,100</u>	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>
40	<u>406,700</u>	<u>478,000</u>	<u>535,300</u>	40	<u>392,600</u>	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>
41	<u>408,200</u>	<u>479,600</u>	<u>536,300</u>	41	<u>394,100</u>	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>
42	<u>408,900</u>	<u>480,800</u>	<u>537,100</u>	42	<u>394,800</u>	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>
43	<u>409,500</u>	<u>481,900</u>	<u>537,900</u>	43	<u>395,400</u>	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>
44	<u>410,100</u>	<u>483,000</u>	<u>538,700</u>	44	<u>396,100</u>	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>
45	<u>410,900</u>	<u>484,000</u>	<u>539,600</u>	45	<u>397,000</u>	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>
46	<u>411,500</u>	<u>484,900</u>	<u>540,400</u>	46	<u>397,600</u>	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>
47	<u>412,100</u>	<u>485,800</u>	<u>541,200</u>	47	<u>398,200</u>	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>
48	<u>412,600</u>	<u>486,600</u>	<u>541,900</u>	48	<u>398,800</u>	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>
49	<u>413,100</u>	<u>487,300</u>	<u>542,700</u>	49	<u>399,400</u>	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>
50	<u>413,500</u>	<u>488,000</u>	<u>543,500</u>	50	<u>399,900</u>	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>
51	<u>414,000</u>	<u>488,700</u>	<u>544,200</u>	51	<u>400,400</u>	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>
52	<u>414,400</u>	<u>489,300</u>	<u>545,100</u>	52	<u>400,900</u>	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>
53	<u>414,800</u>	<u>489,900</u>	<u>546,000</u>	53	<u>401,400</u>	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>
54	<u>415,100</u>	<u>490,600</u>	<u>546,800</u>	54	<u>401,800</u>	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>
55	<u>415,400</u>	<u>491,200</u>	<u>547,700</u>	55	<u>402,200</u>	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>
56	<u>415,800</u>	<u>491,800</u>	<u>548,600</u>	56	<u>402,600</u>	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>
57	<u>416,100</u>	<u>492,100</u>	<u>549,400</u>	57	<u>403,000</u>	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>
58	<u>416,500</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>	58	<u>403,400</u>	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>

改 正 案				現 行			
59	<u>416,800</u>	<u>493,300</u>	<u>551,000</u>	59	<u>403,800</u>	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>
60	<u>417,200</u>	<u>494,000</u>	<u>551,700</u>	60	<u>404,200</u>	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>
61	<u>417,600</u>	<u>494,400</u>	<u>552,500</u>	61	<u>404,600</u>	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>
62	<u>417,900</u>	<u>495,000</u>	<u>553,400</u>	62	<u>405,000</u>	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>
63	<u>418,200</u>	<u>495,700</u>	<u>554,300</u>	63	<u>405,400</u>	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>
64	<u>418,500</u>	<u>496,400</u>	<u>555,200</u>	64	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>
65	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>	65	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>
66		<u>497,400</u>	<u>556,900</u>	66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>
67		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>	67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>
68		<u>498,500</u>	<u>558,700</u>	68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>
69		<u>499,000</u>	<u>559,500</u>	69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>
70		<u>499,500</u>	<u>560,400</u>	70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>
71		<u>500,000</u>	<u>561,300</u>	71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>
72		<u>500,500</u>	<u>562,200</u>	72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>
73		<u>500,900</u>	<u>563,000</u>	73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>
74		<u>501,400</u>	<u>563,900</u>	74		<u>487,800</u>	<u>549,300</u>
75		<u>501,800</u>	<u>564,800</u>	75		<u>488,200</u>	<u>550,200</u>
76		<u>502,200</u>	<u>565,700</u>	76		<u>488,700</u>	<u>551,100</u>
77		<u>502,700</u>	<u>566,500</u>	77		<u>489,200</u>	<u>551,900</u>
78		<u>503,300</u>	<u>567,400</u>	78		<u>489,800</u>	<u>552,800</u>

改 正 案					現 行				
79		<u>503,800</u>	<u>568,300</u>		79		<u>490,400</u>	<u>553,700</u>	
80		<u>504,200</u>	<u>569,200</u>		80		<u>490,800</u>	<u>554,600</u>	
81		<u>504,700</u>	<u>570,000</u>		81		<u>491,300</u>	<u>555,400</u>	
82		<u>505,300</u>	<u>570,900</u>		82		<u>491,900</u>	<u>556,300</u>	
83		<u>505,900</u>	<u>571,800</u>		83		<u>492,500</u>	<u>557,200</u>	
84		<u>506,400</u>	<u>572,700</u>		84		<u>493,000</u>	<u>558,100</u>	
85		<u>506,900</u>	<u>573,500</u>		85		<u>493,500</u>	<u>558,900</u>	
86			<u>574,400</u>		86			<u>559,800</u>	
87			<u>575,300</u>		87			<u>560,700</u>	
88			<u>576,200</u>		88			<u>561,600</u>	
89			<u>577,000</u>		89			<u>562,400</u>	
					<u>90</u>				
					<u>91</u>				
					<u>92</u>				
					<u>93</u>				
					<u>94</u>				
					<u>95</u>				
					<u>96</u>				
					<u>97</u>				
					<u>98</u>				

改 正 案					現 行						
						99					
						100					
						101					
						102					
						103					
						104					
						105					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		<u>312,900</u>	<u>356,500</u>	<u>412,800</u>	<u>488,500</u>			<u>301,700</u>	<u>344,400</u>	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>
備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。					備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。						

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又</p>

改 正 案	現 行
<p>は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

(養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行																									
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>455,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>508,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>574,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>655,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>634,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>
号給	給料月額（円）																										
1	<u>405,000</u>																										
2	<u>455,000</u>																										
3	<u>508,000</u>																										
4	<u>574,000</u>																										
5	<u>655,000</u>																										
号給	給料月額（円）																										
1	<u>392,000</u>																										
2	<u>440,000</u>																										
3	<u>492,000</u>																										
4	<u>555,000</u>																										
5	<u>634,000</u>																										
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2、第27条第2項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u>、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、<u>「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</u></p> <p>3 (略)</p>		<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2、第27条第2項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p> <p>3 (略)</p>																									

(養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2、第27条第2項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2、第27条第2項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>

(養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号）の一部を次の表のように改正する
 (下線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
別表第1（第3条関係） 給料表			別表第1（第3条関係） 給料表		
職員の種別	号給	給料月額	職員の種別	号給	給料月額
常勤の会計年度任用職員		円	常勤の会計年度任用職員		円
	1	<u>195,800</u>		1	<u>183,500</u>
	2	<u>196,900</u>		2	<u>184,600</u>
	3	<u>198,100</u>		3	<u>185,800</u>
	4	<u>199,200</u>		4	<u>186,900</u>
	5	<u>200,300</u>		5	<u>188,000</u>
	6	<u>202,000</u>		6	<u>189,700</u>
	7	<u>203,600</u>		7	<u>191,300</u>
	8	<u>205,200</u>		8	<u>192,900</u>
	9	<u>206,700</u>		9	<u>194,500</u>
	10	<u>208,400</u>		10	<u>196,200</u>
	11	<u>210,000</u>		11	<u>197,800</u>
	12	<u>211,600</u>		12	<u>199,400</u>
	13	<u>213,100</u>		13	<u>201,000</u>
	14	<u>214,800</u>		14	<u>202,700</u>

改 正 案		現 行	
15	<u>216,500</u>	15	<u>204,400</u>
16	<u>218,200</u>	16	<u>206,100</u>
17	<u>219,400</u>	17	<u>207,400</u>
18	<u>221,000</u>	18	<u>209,000</u>
19	<u>222,600</u>	19	<u>210,600</u>
20	<u>224,100</u>	20	<u>212,100</u>
21	<u>225,600</u>	21	<u>213,600</u>
22	<u>227,200</u>	22	<u>215,200</u>
23	<u>228,800</u>	23	<u>216,800</u>
24	<u>230,400</u>	24	<u>218,400</u>
25	<u>232,000</u>	25	<u>220,000</u>
26	<u>233,700</u>	26	<u>221,700</u>
27	<u>235,000</u>	27	<u>223,000</u>
28	<u>236,300</u>	28	<u>224,300</u>
29	<u>237,600</u>	29	<u>225,600</u>
30	<u>238,700</u>	30	<u>226,700</u>
31	<u>239,800</u>	31	<u>227,800</u>
32	<u>240,900</u>	32	<u>228,900</u>
33	<u>242,000</u>	33	<u>230,000</u>
34	<u>243,300</u>	34	<u>231,500</u>

改 正 案		現 行	
35	<u>244,700</u>	35	<u>233,000</u>
36	<u>246,100</u>	36	<u>234,500</u>
37	<u>247,500</u>	37	<u>236,000</u>
38	<u>248,900</u>	38	<u>237,500</u>
39	<u>250,300</u>	39	<u>239,000</u>
40	<u>251,700</u>	40	<u>240,500</u>
41	<u>253,100</u>	41	<u>242,000</u>
42	<u>254,300</u>	42	<u>243,400</u>
43	<u>255,600</u>	43	<u>244,800</u>
44	<u>256,900</u>	44	<u>246,200</u>
45	<u>258,100</u>	45	<u>247,400</u>
46	<u>259,300</u>	46	<u>248,600</u>
47	<u>260,500</u>	47	<u>249,800</u>
48	<u>261,700</u>	48	<u>251,000</u>
49	<u>262,800</u>	49	<u>252,100</u>
50	<u>263,900</u>	50	<u>253,200</u>
51	<u>265,000</u>	51	<u>254,300</u>
52	<u>266,100</u>	52	<u>255,400</u>
53	<u>267,000</u>	53	<u>256,400</u>
54	<u>268,000</u>	54	<u>257,400</u>

改 正 案		現 行	
55	<u>269,000</u>	55	<u>258,400</u>
56	<u>270,000</u>	56	<u>259,400</u>
57	<u>271,000</u>	57	<u>260,400</u>
58	<u>271,900</u>	58	<u>261,300</u>
59	<u>272,700</u>	59	<u>262,200</u>
60	<u>273,600</u>	60	<u>263,100</u>
61	<u>274,400</u>	61	<u>263,900</u>
62	<u>275,200</u>	62	<u>264,700</u>
63	<u>276,000</u>	63	<u>265,500</u>
64	<u>276,700</u>	64	<u>266,300</u>
65	<u>277,400</u>	65	<u>267,000</u>
66	<u>278,200</u>	66	<u>267,800</u>
67	<u>279,000</u>	67	<u>268,600</u>
68	<u>279,600</u>	68	<u>269,300</u>
69	<u>280,300</u>	69	<u>270,000</u>
70	<u>281,100</u>	70	<u>270,800</u>
71	<u>281,800</u>	71	<u>271,600</u>
72	<u>282,500</u>	72	<u>272,300</u>
73	<u>283,200</u>	73	<u>273,000</u>
74	<u>283,900</u>	74	<u>273,800</u>

改 正 案		現 行	
75	<u>284,600</u>	75	<u>274,600</u>
76	<u>285,300</u>	76	<u>275,300</u>
77	<u>286,000</u>	77	<u>276,000</u>
78	<u>286,600</u>	78	<u>276,700</u>
79	<u>287,300</u>	79	<u>277,400</u>
80	<u>287,900</u>	80	<u>278,100</u>
81	<u>288,600</u>	81	<u>278,800</u>
82	<u>289,200</u>	82	<u>279,500</u>
83	<u>289,900</u>	83	<u>280,200</u>
84	<u>290,600</u>	84	<u>280,900</u>
85	<u>291,100</u>	85	<u>281,500</u>
86	<u>291,700</u>	86	<u>282,200</u>
87	<u>292,300</u>	87	<u>282,800</u>
88	<u>293,000</u>	88	<u>283,500</u>
89	<u>293,600</u>	89	<u>284,100</u>
90	<u>294,200</u>	90	<u>284,800</u>
91	<u>294,800</u>	91	<u>285,400</u>
92	<u>295,500</u>	92	<u>286,100</u>
93	<u>296,100</u>	93	<u>286,700</u>
94	<u>296,700</u>	94	<u>287,400</u>

改 正 案		現 行	
95	<u>297,200</u>	95	<u>288,000</u>
96	<u>297,700</u>	96	<u>288,500</u>
97	<u>298,200</u>	97	<u>289,000</u>
98	<u>298,800</u>	98	<u>289,600</u>
99	<u>299,300</u>	99	<u>290,100</u>
100	<u>299,900</u>	100	<u>290,700</u>

別表第2（第15条関係） パートタイム会計年度任用職員報酬額表

職員の種別	号給	給料月額	
1日7時間勤務 のパートタイム 会計年度任用職 員			円
1		<u>178,311</u>	
2		<u>179,340</u>	
3		<u>180,369</u>	
4		<u>181,398</u>	
5		<u>182,427</u>	
6		<u>183,897</u>	
7		<u>185,367</u>	
8		<u>186,837</u>	
9		<u>188,160</u>	
10		<u>189,777</u>	

別表第2（第15条関係） パートタイム会計年度任用職員報酬額表

職員の種別	号給	給料月額	
1日7時間勤務 のパートタイム 会計年度任用職 員			円
1		<u>167,139</u>	
2		<u>168,021</u>	
3		<u>169,197</u>	
4		<u>170,226</u>	
5		<u>171,108</u>	
6		<u>172,725</u>	
7		<u>174,195</u>	
8		<u>175,665</u>	
9		<u>177,135</u>	
10		<u>178,605</u>	

改 正 案		現 行	
11	<u>191,247</u>	11	<u>180,075</u>
12	<u>192,717</u>	12	<u>181,545</u>
13	<u>194,040</u>	13	<u>183,015</u>
14	<u>195,510</u>	14	<u>184,485</u>
15	<u>197,127</u>	15	<u>186,102</u>
16	<u>198,597</u>	16	<u>187,719</u>
17	<u>199,773</u>	17	<u>188,895</u>
18	<u>201,243</u>	18	<u>190,365</u>
19	<u>202,713</u>	19	<u>191,688</u>
20	<u>204,036</u>	20	<u>193,158</u>
21	<u>205,359</u>	21	<u>194,481</u>
22	<u>206,829</u>	22	<u>195,951</u>
23	<u>208,299</u>	23	<u>197,421</u>
24	<u>209,769</u>	24	<u>198,891</u>
25	<u>211,239</u>	25	<u>200,361</u>
26	<u>212,709</u>	26	<u>201,831</u>
27	<u>214,032</u>	27	<u>203,007</u>
28	<u>215,208</u>	28	<u>204,183</u>
29	<u>216,384</u>	29	<u>205,359</u>
30	<u>217,266</u>	30	<u>206,388</u>

改 正 案		現 行	
31	<u>218,295</u>	31	<u>207,417</u>
32	<u>219,324</u>	32	<u>208,446</u>
33	<u>220,353</u>	33	<u>209,475</u>
34	<u>221,529</u>	34	<u>210,798</u>
35	<u>222,852</u>	35	<u>212,121</u>
36	<u>224,028</u>	36	<u>213,444</u>
37	<u>225,351</u>	37	<u>214,914</u>
38	<u>226,674</u>	38	<u>216,237</u>
39	<u>227,850</u>	39	<u>217,560</u>
40	<u>229,173</u>	40	<u>219,030</u>
41	<u>230,496</u>	41	<u>220,353</u>
42	<u>231,525</u>	42	<u>221,676</u>
43	<u>232,701</u>	43	<u>222,852</u>
44	<u>233,877</u>	44	<u>224,175</u>
45	<u>235,053</u>	45	<u>225,204</u>
46	<u>236,082</u>	46	<u>226,380</u>
47	<u>237,111</u>	47	<u>227,409</u>
48	<u>238,287</u>	48	<u>228,585</u>
49	<u>239,316</u>	49	<u>229,467</u>
50	<u>240,345</u>	50	<u>230,496</u>

改 正 案		現 行	
51	<u>241, 227</u>	51	<u>231, 525</u>
52	<u>242, 256</u>	52	<u>232, 554</u>
53	<u>243, 138</u>	53	<u>233, 436</u>
54	<u>244, 020</u>	54	<u>234, 318</u>
55	<u>244, 902</u>	55	<u>235, 200</u>
56	<u>245, 784</u>	56	<u>236, 229</u>
57	<u>246, 813</u>	57	<u>237, 111</u>
58	<u>247, 548</u>	58	<u>237, 846</u>
59	<u>248, 283</u>	59	<u>238, 728</u>
60	<u>249, 165</u>	60	<u>239, 610</u>
61	<u>249, 900</u>	61	<u>240, 345</u>
62	<u>250, 635</u>	62	<u>240, 933</u>
63	<u>251, 223</u>	63	<u>241, 668</u>
64	<u>251, 958</u>	64	<u>242, 403</u>
65	<u>252, 546</u>	65	<u>243, 138</u>
66	<u>253, 281</u>	66	<u>243, 873</u>
67	<u>254, 016</u>	67	<u>244, 608</u>
68	<u>254, 604</u>	68	<u>245, 196</u>
69	<u>255, 192</u>	69	<u>245, 784</u>
70	<u>255, 927</u>	70	<u>246, 519</u>

改 正 案		現 行	
71	<u>256,515</u>	71	<u>247,254</u>
72	<u>257,250</u>	72	<u>247,989</u>
73	<u>257,838</u>	73	<u>248,577</u>
74	<u>258,426</u>	74	<u>249,312</u>
75	<u>259,161</u>	75	<u>250,047</u>
76	<u>259,749</u>	76	<u>250,635</u>
77	<u>260,337</u>	77	<u>251,223</u>
78	<u>260,925</u>	78	<u>251,958</u>
79	<u>261,513</u>	79	<u>252,546</u>
80	<u>262,101</u>	80	<u>253,134</u>
81	<u>262,836</u>	81	<u>253,869</u>
82	<u>263,277</u>	82	<u>254,457</u>
83	<u>264,012</u>	83	<u>255,045</u>
84	<u>264,600</u>	84	<u>255,780</u>
85	<u>265,041</u>	85	<u>256,368</u>
86	<u>265,629</u>	86	<u>256,956</u>
87	<u>266,070</u>	87	<u>257,544</u>
88	<u>266,805</u>	88	<u>258,132</u>
89	<u>267,246</u>	89	<u>258,720</u>
90	<u>267,834</u>	90	<u>259,308</u>

改 正 案			現 行		
91		<u>268,422</u>	91		<u>259,896</u>
92		<u>269,010</u>	92		<u>260,484</u>
93		<u>269,598</u>	93		<u>261,072</u>
94		<u>270,186</u>	94		<u>261,660</u>
95		<u>270,627</u>	95		<u>262,248</u>
96		<u>271,068</u>	96		<u>262,689</u>
97		<u>271,509</u>	97		<u>263,130</u>
98		<u>272,097</u>	98		<u>263,718</u>
99		<u>272,538</u>	99		<u>264,159</u>
100		<u>272,979</u>	100		<u>264,747</u>

別表第3（第15条関係）パートタイム会計年度任用職員報酬額表

職員の種別	号給	給料月額	
1日7時間30分			円
勤務のパートタ	1	<u>191,047</u>	
イム会計年度任	2	<u>192,150</u>	
用職員	3	<u>193,252</u>	
	4	<u>194,355</u>	
	5	<u>195,457</u>	
	6	<u>197,032</u>	

別表第3（第15条関係）パートタイム会計年度任用職員報酬額表

職員の種別	号給	給料月額	
1日7時間30分			円
勤務のパートタ	1	<u>179,077</u>	
イム会計年度任	2	<u>180,022</u>	
用職員	3	<u>181,282</u>	
	4	<u>182,385</u>	
	5	<u>183,330</u>	
	6	<u>185,062</u>	

改 正 案		現 行	
7	<u>198,607</u>	7	<u>186,637</u>
8	<u>200,182</u>	8	<u>188,212</u>
9	<u>201,600</u>	9	<u>189,787</u>
10	<u>203,332</u>	10	<u>191,362</u>
11	<u>204,907</u>	11	<u>192,937</u>
12	<u>206,482</u>	12	<u>194,512</u>
13	<u>207,900</u>	13	<u>196,087</u>
14	<u>209,475</u>	14	<u>197,662</u>
15	<u>211,207</u>	15	<u>199,395</u>
16	<u>212,782</u>	16	<u>201,127</u>
17	<u>214,042</u>	17	<u>202,387</u>
18	<u>215,617</u>	18	<u>203,962</u>
19	<u>217,192</u>	19	<u>205,380</u>
20	<u>218,610</u>	20	<u>206,955</u>
21	<u>220,027</u>	21	<u>208,372</u>
22	<u>221,602</u>	22	<u>209,947</u>
23	<u>223,177</u>	23	<u>211,522</u>
24	<u>224,752</u>	24	<u>213,097</u>
25	<u>226,327</u>	25	<u>214,672</u>
26	<u>227,902</u>	26	<u>216,247</u>

改 正 案		現 行	
27	<u>229,320</u>	27	<u>217,507</u>
28	<u>230,580</u>	28	<u>218,767</u>
29	<u>231,840</u>	29	<u>220,027</u>
30	<u>232,785</u>	30	<u>221,130</u>
31	<u>233,887</u>	31	<u>222,232</u>
32	<u>234,990</u>	32	<u>223,335</u>
33	<u>236,092</u>	33	<u>224,437</u>
34	<u>237,352</u>	34	<u>225,855</u>
35	<u>238,770</u>	35	<u>227,272</u>
36	<u>240,030</u>	36	<u>228,690</u>
37	<u>241,447</u>	37	<u>230,265</u>
38	<u>242,865</u>	38	<u>231,682</u>
39	<u>244,125</u>	39	<u>233,100</u>
40	<u>245,542</u>	40	<u>234,675</u>
41	<u>246,960</u>	41	<u>236,092</u>
42	<u>248,062</u>	42	<u>237,510</u>
43	<u>249,322</u>	43	<u>238,770</u>
44	<u>250,582</u>	44	<u>240,187</u>
45	<u>251,842</u>	45	<u>241,290</u>
46	<u>252,945</u>	46	<u>242,550</u>

改 正 案		現 行	
47	<u>254,047</u>	47	<u>243,652</u>
48	<u>255,307</u>	48	<u>244,912</u>
49	<u>256,410</u>	49	<u>245,857</u>
50	<u>257,512</u>	50	<u>246,960</u>
51	<u>258,457</u>	51	<u>248,062</u>
52	<u>259,560</u>	52	<u>249,165</u>
53	<u>260,505</u>	53	<u>250,110</u>
54	<u>261,450</u>	54	<u>251,055</u>
55	<u>262,395</u>	55	<u>252,000</u>
56	<u>263,340</u>	56	<u>253,102</u>
57	<u>264,442</u>	57	<u>254,047</u>
58	<u>265,230</u>	58	<u>254,835</u>
59	<u>266,017</u>	59	<u>255,780</u>
60	<u>266,962</u>	60	<u>256,725</u>
61	<u>267,750</u>	61	<u>257,512</u>
62	<u>268,537</u>	62	<u>258,142</u>
63	<u>269,167</u>	63	<u>258,930</u>
64	<u>269,955</u>	64	<u>259,717</u>
65	<u>270,585</u>	65	<u>260,505</u>
66	<u>271,372</u>	66	<u>261,292</u>

改 正 案		現 行	
67	<u>272,160</u>	67	<u>262,080</u>
68	<u>272,790</u>	68	<u>262,710</u>
69	<u>273,420</u>	69	<u>263,340</u>
70	<u>274,207</u>	70	<u>264,127</u>
71	<u>274,837</u>	71	<u>264,915</u>
72	<u>275,625</u>	72	<u>265,702</u>
73	<u>276,255</u>	73	<u>266,332</u>
74	<u>276,885</u>	74	<u>267,120</u>
75	<u>277,672</u>	75	<u>267,907</u>
76	<u>278,302</u>	76	<u>268,537</u>
77	<u>278,932</u>	77	<u>269,167</u>
78	<u>279,562</u>	78	<u>269,955</u>
79	<u>280,192</u>	79	<u>270,585</u>
80	<u>280,822</u>	80	<u>271,215</u>
81	<u>281,610</u>	81	<u>272,002</u>
82	<u>282,082</u>	82	<u>272,632</u>
83	<u>282,870</u>	83	<u>273,262</u>
84	<u>283,500</u>	84	<u>274,050</u>
85	<u>283,972</u>	85	<u>274,680</u>
86	<u>284,602</u>	86	<u>275,310</u>

改 正 案		現 行	
87	<u>285,075</u>	87	<u>275,940</u>
88	<u>285,862</u>	88	<u>276,570</u>
89	<u>286,335</u>	89	<u>277,200</u>
90	<u>286,965</u>	90	<u>277,830</u>
91	<u>287,595</u>	91	<u>278,460</u>
92	<u>288,225</u>	92	<u>279,090</u>
93	<u>288,855</u>	93	<u>279,720</u>
94	<u>289,485</u>	94	<u>280,350</u>
95	<u>289,957</u>	95	<u>280,980</u>
96	<u>290,430</u>	96	<u>281,452</u>
97	<u>290,902</u>	97	<u>281,925</u>
98	<u>291,532</u>	98	<u>282,555</u>
99	<u>292,005</u>	99	<u>283,027</u>
100	<u>292,477</u>	100	<u>283,657</u>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の養父市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条及び附則第3条において「改正後の

会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の養父市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(給与改定の例外)

第3条 この条例の公布の日において、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間の給与(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を含む。)については、改正後の会計年度任用職員条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 在職していない者

(2) 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第21条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるもの

(規則への委任)

第4条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第70号

養父市まちづくり計画第2期基本計画を定めることについて

養父市まちづくり計画第2期基本計画を別冊のように定めようとする。よって養父市議会基本条例（平成22年養父市条例第19号）第10条第1項第2号の規定により、議決を求める。

令和7年12月10日提出

養父市長 大 林 賢 一





策定に当たって

.....

養父市長 大林 賢一

目次

はじめに	1
1 養父市まちづくり計画について	2
1-1 まちづくり計画策定の趣旨	2
1-2 まちづくり計画が目指す姿	3
1-3 まちづくり計画の構成と期間	4
1-4 2050年の姿を見据えた計画の展開イメージ	6
基本構想	7
1 「やぶ 2050 ～居空間構想～」の実現に向けた挑戦！	8
2 「将来希望人口」と「つながり人口」	10
2-1 将来希望人口	10
2-2 つながり人口	10
3 2030年の養父市	11
3-1 将来像	11
3-2 将来像を実現する3つの柱	12
3-3 3つの柱を成長させる6つの政策	12
第2期基本計画	13
1 基本計画の体系	14
2 第2期基本計画に記載する項目	22
2-1 目指す姿	22
2-2 目標とする指標	22
2-3 主な取組	22
2-4 タウンミーティング等における市民意見（みんなができること）	22
2-5 SDGs	23
計画推進体制について	69
1 戦略的な事業実施体制の構築	70
1-1 戦略的な事業実施体制の構築	70
1-2 取組内容を評価するプロセスの構築	71
資料編	
資料1 養父市まちづくり計画・第1期基本計画の評価	
資料2 本市の特徴	
資料3 市民の意向・ニーズ	
資料4 本市を取り巻く状況の変化と課題	



はじめに

1 養父市まちづくり計画について

「第3次養父市総合計画」に当たる本計画について、地方創生を目的として策定された「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略」と一体化し、より一層強力で推進することとします。また、名称についても新たに「養父市まちづくり計画」と呼ぶこととしました。

1-1 まちづくり計画策定の趣旨

合併後の行政基盤の確立

養父市は、平成16年4月、将来への夢と希望を抱き、八鹿町、養父町、大屋町、関宮町の4町が合併し、新しい市として誕生しました。合併前の平成15年には新市まちづくり計画を、合併後の平成18年には第1次養父市総合計画を策定し、4町が合併して誕生した養父市が安定した行政運営ができるように土台を形作りました。

また、平成21年には、養父市のまちづくりに関する基本的な事項や行政、議会、市民のそれぞれの役割を記した養父市まちづくり基本条例を制定し、市民、団体、企業、行政など養父市に関わる全ての人々が協働によってまちづくりを行っていくためのルールと理念ができました。

平成26年には、国家戦略特別区域に指定されたことにより、多様な農業の担い手の確保や、耕作放棄地の解消、6次産業化の推進のほか農業分野以外でも自家用有償観光旅客等運送（愛称：やぶくる）の運行を始めるなど先頭に立って規制改革を進めてきました。

暮らしに向き合い課題に向き合う

平成30年には、養父市のまちづくりが創生期から成長期へと推移していく中で、市が目指すべきまちの姿を宣言し、市民、議会および市が実現に向けて協働していくことを目的として、養父市日本一へのまちづくり宣言条例を制定し、「日本一農業をしやすいまち」を目指すための国家戦略特区を活用した取組、「日本一子育てしやすいまち」を目指すために妊娠、出産、子育て期における切れ目のない子育て支援の実施、「日本一福祉が充実したまち」を目指すために薬の処方のように地域の活動や人々のつながりを処方する社会的処方の導入など多くの成果を挙げてきました。

深刻化する課題群への対応

しかし、これらの成果を挙げているにもかかわらず、過疎化や少子化・高齢化による人口減少は進行し続けています。

また、度重なる自然災害に対して広大な市域の安全安心を守っていくために必要な災害対策や老朽化するインフラ施設の整備など、養父市では様々な課題を抱えています。

世界に目を向けると、各地で起こる紛争によりエネルギー価格や食糧価格が高騰し、日本では円安の進行が物価上昇に拍車をかけるなど市民の日常生活を圧迫するだけでなく、公共事業費の増大や賃金高騰などによりあらゆる行政コストを増加させています。

さらに、コロナ禍によって社会全体で急速なデジタル化が進められました。オンライン化に始まりAI、5G等の先端技術の発展やキャッシュレス決済の広がりなど避けて通れない大きな潮流となっています。

持続可能な養父のまちづくりのために

このような時代においても、潮流に的確に対応し、将来に向けて持続可能な発展を遂げていくためには、養父市の直面する様々な課題に対し、行政だけでなく市民一人ひとりが自分ごととし

て共に考え、行動していくことが重要です。

養父市まちづくり計画の後期計画である第2期基本計画は、これら養父市の課題と変革期を迎えた時代に対応する道筋を示したものであり、長期的展望に立って養父市を運営する計画とします。

1-2 まちづくり計画が目指す姿

まちづくりの系譜を踏まえ未来を展望

本計画は、養父市でのまちづくりを進める上で全ての施策や事業の基本的な方向性を示すものです。

まちづくりには息の長い取組が必要です。そこで養父市まちづくり計画では、2050年の養父市の姿を見据えた上で、具体的な取組が想定できる2030年を対象に養父市の姿を描き、その実現に向けた基本計画や施策を体系的にまとめています。

養父市まちづくり計画では、養父市のまちづくりのルールである「養父市まちづくり基本条例」（平成21年）や国家戦略特区・地方創生に市を挙げて取り組むために制定された「養父市日本一へのまちづくり宣言条例」（平成30年）の趣旨を踏まえた内容としています。

地方創生の取組をまちづくりの中核に

国では、東京圏への一極集中や地方の人口減少などに対応するため、地方創生に向けた取組が進められてきました。

従来地方創生は人口減少の抑制や企業誘致など、量的拡大を主眼として取り組まれてきました。しかし、現在の地方創生では、人口増加そのものにとらわれず、地域の強みや資源を生かしながら、地域課題の解決と新たな価値創出を両立させることが求められています。

複雑、多様化する課題に市を挙げて取り組むために、これまでの地方創生の取組の中で議論されてきたことをこれからの養父市のまちづくりの中核に据え、自分ごととして取り組むことが必要です。

総合計画と地方版総合戦略の一体化

養父市の総合的な振興・発展のための長期計画として策定していた「第2次養父市総合計画」（平成23年）と、地方創生を目的として策定していた「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略」（平成27年）を一体化した計画を策定することで、まちづくりを一層強力に推進します。また、それぞれの計画において整理されていた施策の方向性についても一体的にPDCAサイクルに基づく効果検証を行うことによって、より効果的な取組の推進を図ります。

市民と共に歩む10年間の行動指針

まちづくりに向けた取組では、行政と市民がどのように協働するのか、そして何を実現するのかをあらかじめ共有しておくことが大切です。

この計画は、そのための“行動指針”であり、その達成状況を測るための“ものさし”の役割となることを期待しています。

1-3 まちづくり計画の構成と期間

4つの計画で構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」「個別計画」の4つの計画で構成します。それぞれの役割は次のとおりです。

基本構想

基本構想は、今後の養父市のまちづくりの基本となるもので、目指すべき養父市の姿を描き、広く共有するものです。本計画では、2050年の養父市の姿を示しつつ、2030年の目指すべき将来像を提示します。

基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための施策を体系的に示したものです。2030年に向けて取り組むべき6つの「政策」と各政策に紐づく「主要施策」、これら全てに関連する考え方として「横断的行動指針」の3つで構成されています。

また、基本計画に具体性を持たせるために政策に数値目標を、主要施策にKPI（重要業績評価指標）を設定します。この数値目標については、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての位置付けを明確にするためにも活用します。

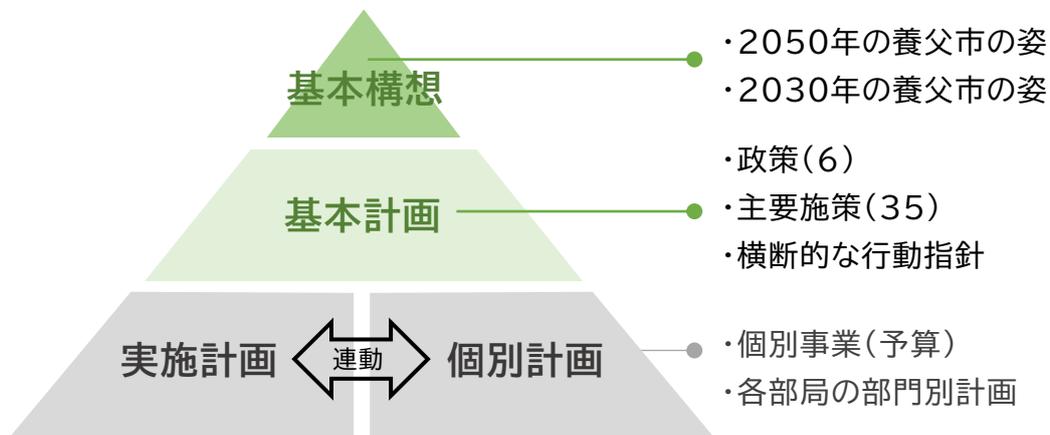
実施計画

実施計画は、本計画に掲げた基本構想および基本計画を実現するための個別事業を明らかにするものです。

市を取り巻く環境の変化を踏まえ、事業の優先度や財政状況などを考慮して、毎年度の予算や各部局が策定する個別計画と連動する形で計画を策定していきます。

個別計画

個別計画は、各分野における取組を着実に推進していくために、それぞれの分野の実情に応じて、その具体的な取組内容を記載した計画・方針・指針などを定めたものです。基本構想や基本計画に記載された内容を踏まえて、対象となる分野の目指すべき方向性を掲げ、その実現に向けたより具体的な取組などを明らかにするもので、各部局がそれぞれ策定していきます。



※本書では、「基本構想」と「基本計画」について記載

計画の期間

本計画の「基本構想」「基本計画」「実施計画」「個別計画」について、適切に実施していくために、それぞれに計画期間を設けます。

基本構想

基本構想は、2050年の養父市の姿（まちづくりのコンセプト）を見据えて、2030年ごろの目指すべき養父市の姿を実現することを目的とします。

そのため、基本構想の計画期間としては、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

基本計画

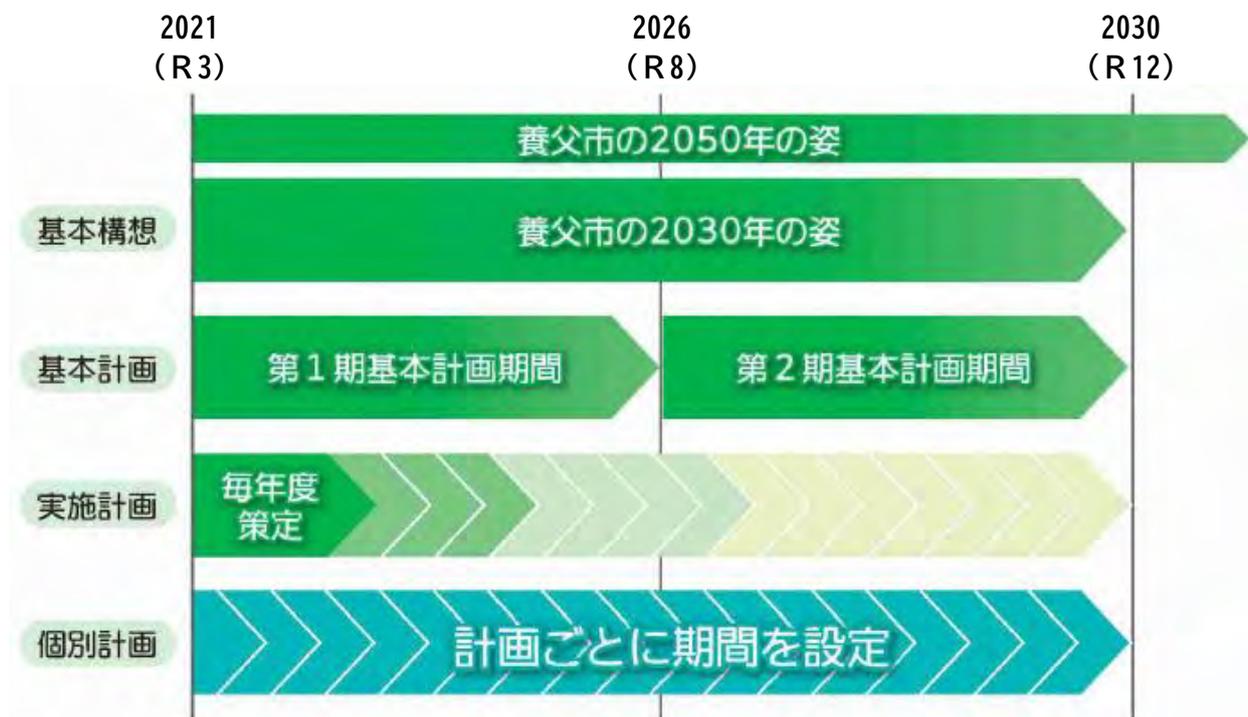
基本計画は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間で「第1期基本計画期間」、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間で「第2期基本計画期間」とします。

実施計画

実施計画は、毎年度の予算編成と連動して策定していきます。

個別計画

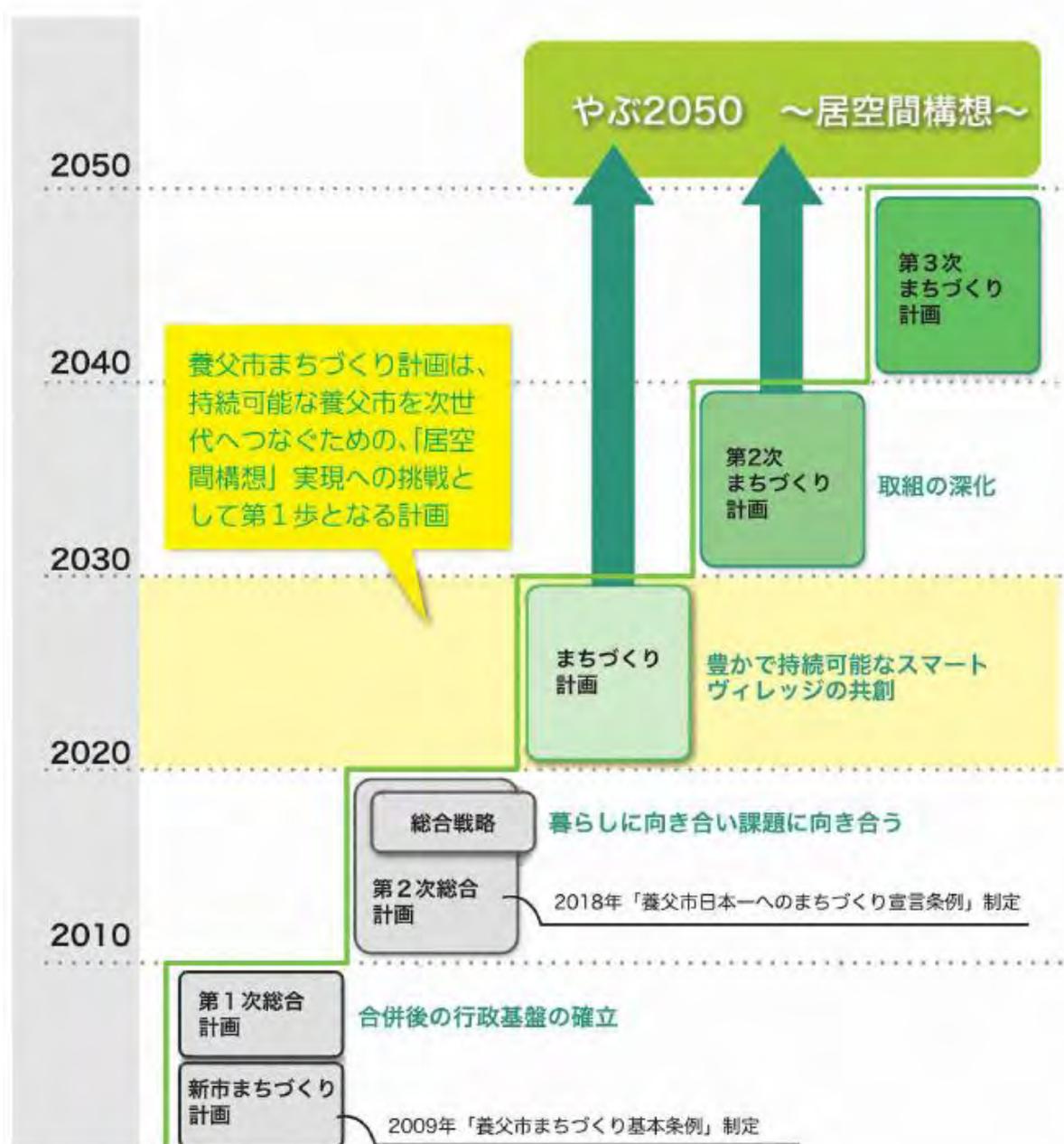
個別計画は、それぞれの部局が策定し、計画ごとに期間が異なります。



1-4 2050年の姿を見据えた計画の展開イメージ

やぶ2050 ～居空間構想～の実現に向けた展開イメージ

- ・25年後の養父市デザインを「やぶ2050 ～居空間構想～」としてその実現を目指します。
- ・達成目標である2050年までに、10年ごとにあと2回、まちづくり計画が策定されることとなります。「やぶ2050 ～居空間構想～」を実現するための多様な道筋を市民、企業、養父市とのつながりを持つ人々と共に考え、将来にわたって活力のある自立したまちの実現を図ります。



※詳細の内容については後述



基本構想

10年、20年よりももっと先の未来の養父市デザイン

やぶ2050 ～居空間構想～ (社会変革を生み出す新たな結の創出)

養父市民のみなさんは2050年の養父市でどんなふうに住らしていると想像しますか？

養父市は、持続可能な養父市を次世代へとつないでいくため、10年、20年よりももっと先の未来を思い描き、「やぶ2050 ～居空間（いくうかん）構想～」を定めました。

1 「やぶ2050 ～居空間構想～」の実現に向けた挑戦！

■居空間構想に込めた思い

養父市ならではの「価値創造」に向けて様々なことに「挑戦できる」まちへ

まちづくりを通して養父市らしさを具体化していくためには、一丸となって中山間地域ならではの価値を創造していくことが重要です。養父市は支援・応援体制を創り、まちの中で様々な人が創造的に様々な活動に挑戦している姿、一人ひとりが参加しやすい活動が市内にたくさん生まれている姿を将来像として思い描いています。

「次世代へつなぐ」持続的な養父市づくりを行っていくために

持続的な養父市を次世代に継いでいくためには、子どもたちにどんな養父市をつないでいくかを、私たちが考え実践することが重要です。そのためには、これまでのようにある程度先が見通せる10年先よりもっと先の未来を描き、共有し、いまの子どもたちが将来まちづくりのバトンを握るときまでに、「住み続けたい」と思うことができる養父市づくりに努力し、次世代に向けたメッセージを伝えていくことが大切です。

■居空間構想を構成する考え方

豊かな生活を実現するために必要な「つながり人口」

地方創生の取組の中では、国全体として人口減少を“和らげる”ことが将来像として示されていますが、養父市の中でも新しい時代にふさわしい人口の在り方を考え、人口減少への対応を明確にしなければなりません。多くの地域課題が養父市内の人だけで解決できない現状において、「養父市とつながりを持ちたい」と考えてくれる「つながり人口」を創出し、まちづくりの輪を広げていくことが重要です。

「無限に広がる空間のなかで“つながる”という世界観

急速なデジタル技術の進展はリアルな空間・場を越えて市内の人々はもちろんのこと市内外の人々がつながる社会を可能にします。養父市は兵庫県の但馬の中に位置していますが、「際（きわ）」がなくなったデジタル社会では、無限に広がる空間のなかに位置しています。デジタルを、私たちの豊かな暮らしに必要な部分に上手く取り入れながら「空間」という世界観の中で、“多様なつながり”を創出していく姿を描いています。

居空間

【いくうかん】

- ・ 互いに「理解し合う、協力し合う」ことを感じる空間

市内外に住む市民が相互扶助の精神に基づき、支え合う場です。

- ・ 豊かな自然や環境への配慮と文化・伝統の「分かち合い」を感じる空間

豊かな自然環境への配慮、文化伝統を維持し、創意工夫から新たな価値を生み出す場です。

- ・ 先端技術で「出会い、つながり」を感じられる空間

市外に住む市民も持続的につながりを持ちたくなる、交流の場です。

新しい社会への移行期にある今、まちづくりは市内の市民や企業、そして養父市に訪れる人や企業等と取り組むべきものです。それぞれの様々な挑戦、実践を通して、この計画が“養父市の将来をつくる計画”と考えること、また、将来への多様な道筋を市民、企業、養父市とのつながりを持つ人々と共に考えることが重要です。2050年の養父市が、市内外に住むあらゆる人にとって「居心地がよい」、「住み続けたい」と感じられる「場」、「空間」としての「居空間（いくうかん）」を育むことにより、持続可能な養父市を目指します。

2 「将来希望人口」と「つながり人口」

2-1 将来希望人口

これからの養父市を描くに当たっては、「人口減少の歯止め」という一方向の目標にとどまらず、「人と地域のつながり」の多様性と豊かさに着目する必要があります。引き続き人口減少の課題に向き合いつつ、定住者だけでなく地域と多様に関わる人々＝「つながり人口」を育みながら、地域の価値を高めることで、持続可能な地域社会を次世代へと引き継いでいきます。

今後は「未来の養父市への投資」を引き続き積極的に展開していくと同時に、「未来の養父市への投資」によって生み出された芽を生かし、地域に根ざした産業・人材・暮らしを育てるフェーズです。

これらの視点を踏まえ、**2050年の養父市の将来希望人口を13,000人に設定**します。その達成手段として、移住定住、少子化対策だけでなく、多様な交流や関わり、地域内経済循環の創出に果敢に取り組んでいきます。

(養父市の将来人口推計)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
国立社会保障・人口問題研究所推計値(2024)	22,129	19,998	18,185	16,440	14,762	13,189	11,692	10,305	9,034	7,863	6,801
養父市推計人口	22,129	19,998	18,296	16,736	15,341	14,039	12,735	11,500	10,373	9,369	8,493

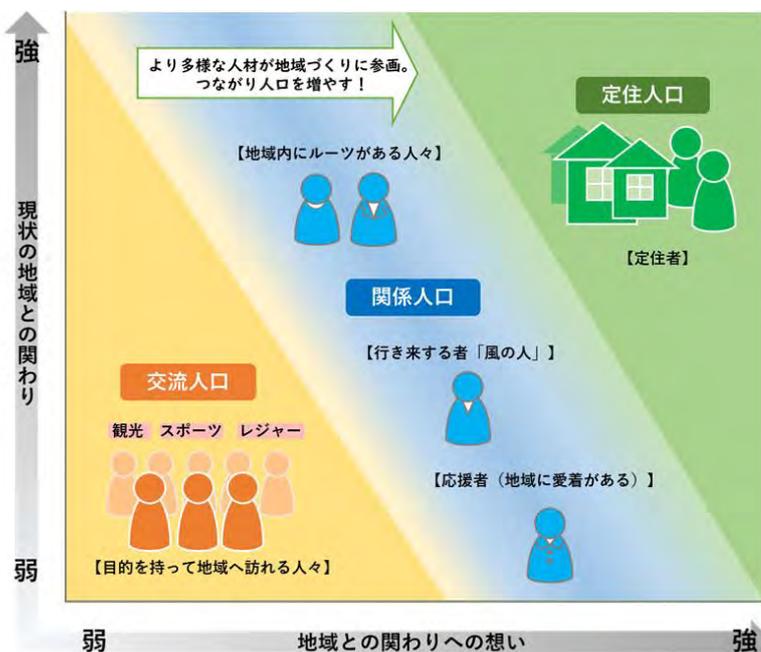
2050年時点の将来希望人口：約13,000人

2-2 つながり人口

人口減少、少子化、高齢化等により、まちの活力が失われてしまうと、負のスパイラルから抜け出すことができなくなってしまいます。このような状況にならないように活力の維持をしなければなりません。

活力の維持のために「つながり人口」を拡大させていきます。「つながり人口」は、関係人口を一步前進させて、地域活動にも参画する人々のことを指します。

今後は、養父市の実人口(市内在住者)とつながり人口の協働により、魅力的なまちづくりを展開し、移住定住の可能性を高めていきます。



3 2030年の養父市

～まちづくり計画が掲げる養父市の将来像～

持続可能な養父市を次世代へつなぐための第一歩として、本計画が掲げる養父市の将来像を以下のとおり設定しました。

3-1 将来像

豊かで持続可能なスマートヴィレッジの共創

「心の豊かさ」を大切にしたまちづくりへ

私たち養父市民は、先人のたゆまぬ努力により培われてきたまち・農村の伝統文化、自然環境などの多様な地域資源を愛着や誇りをもって守り、さらに次代へ向けて大きく育て、次世代を担う子どもたちへつないでいくことが大切であると考えます。「豊かさ」のものさしは人それぞれ違うかもしれませんが、「居空間」の創造に向けて、豊かな心をもつ人々が、理解し合い、協力し合うことにより多様なつながりを創っていくことが重要です。

養父市を「持続可能なまち」へ

そして、いつまでも住み続けられる、住み続けたいと思える地域を築いていかなければなりません。気候変動、人権、経済成長など、養父市が生活の中で直面する問題から養父市にとどまらない問題に幅広く対応していくためにも、経済・社会・環境に配慮した新しい中山間地域の創造を目指し、先人が創り上げてきた農ある地域社会の文化・伝統を生かした、養父市にとどまらない多彩な人による共創のまちづくりを行っていくことが大切です。

目指すはスマート（賢く・活発）ヴィレッジ（農村・田舎）

急速に進む最先端のデジタル技術は、中山間地域にこそ必要なものだと考え、私たちの基本的な生活を守るために有効に活用していくことが重要です。それは決して私たちの生活を劇的に変えるものではないかもしれませんが、養父市に住む人々の「人の温かみ」を大切にしながら、必要などころに上手く「最先端のデジタル技術」を取り入れ、賢く、活発な田舎として様々な挑戦ができるまちづくりを目指します。

「みんなが挑戦心をもって」輝かしい中山間地域の創造へ

持続可能な地域社会を創造するため、多様な人の挑戦を支援・応援できる基盤整備のもと、誰もがそれぞれの個性を生かした取組に挑戦できるまちを目指します。一人ひとりが魅力的な“やぶぐらし”を創造することが未来のまちづくりを担う子どもたちへの大きなメッセージとなります。

3-2 将来像を実現する3つの柱

下記の図は、将来像（2030年の養父市）に掲げた豊かで持続可能なスマートヴィレッジを共創している姿を現しています。これらの根底に「先人から培った養父市に根付く挑戦心あふれる土壌」が生み出されており、常に新たな価値創造に向けて歩み続けています。



市民

様々なつながりのもと、持続可能なスマートヴィレッジの共創に向けて挑戦し、市民一人ひとりが魅力的な“やぶぐらし”を創造しています。

地域

多様な人・コミュニティがパートナーシップのもと様々な活動を展開するとともに、大人も子どもも学びにあふれる環境を創り出しています。

公共

地域の発展を支えるため、様々な挑戦を支える基盤整備に取り組むとともに、基本的な生活を新たなステージへ導いています。

3-3 3つの柱を成長させる6つの政策

3つの柱は、養父市を構成する様々な分野に相互に関わっていることから、3つの柱を成長させるために第2期基本計画では新たに6つの政策を設定しました。

6つの政策は、タウンミーティングや市民アンケートの内容から市の目指す姿を意識しながら「心の豊かさ」「持続可能性」「スマート」「挑戦心」などの視点を踏まえて整理したものです。



第2期基本計画

1 基本計画の体系

将来像を具現化していくために、次ページ以降のような体系を定めました。

市の中心的な政策の柱となる「今後 10 年間の取り組むべき 3 つの柱」を踏まえて、これからの第 2 期基本計画の 5 年間の行動ベースとなる「6 つの政策」を配置し、その推進分野として主要施策を設定しています。

また、幅広い分野にわたり共通的に取り組む必要があるという考え方として“「伝える」から「伝える」情報発信”を「横断的な行動指針」に位置付けました。

これは、情報発信が目的化することを防ぎ、市民の理解や同意、共感を得られるといった「伝える」情報発信を目指すというものです。



将来像

豊かで
持続可能な
スマート
ヴィレッジ
の共創

市民

地域

公共

全体目標

・出生数 100 人/年

現状値:88 人
→目標値:100 人

・養父市に住み続けたい
と思う人の割合

現状値:63%
→目標値:66%

政策と数値目標

政策1 みんなが支える教育・子育て環境のまち

数値目標:地域全体が子育てや教育を支えていると感じる人の割合
令和7年度実績から+3%

政策2 つながりが織りなす安全安心で笑顔があふれるまち

数値目標:暮らしの中で異なる世代の人とつながり、付き合いがある人の割合
現状値:64.9%→目標値:68%

政策3 誰もが健康的に暮らしウェルビーイングを実感できるまち

数値目標:自分らしく暮らしていると思う人の割合
現状値:69.5%→目標値:73%

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る挑戦しやすいまち

数値目標:誇りややりがい、次世代につなぐ意識をもって働いている人の割合
令和7年度実績から+3%

政策5 ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち

数値目標:公共交通や生活基盤に安心感を持っている人の割合
令和7年度実績から+3%

政策6 参画と協働で進める行政経営のまち

数値目標:まちづくり活動に参画している人の割合
令和7年度実績から+3%

主要施策

1-1 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

1-2 特色のある学校教育の推進

1-3 学校教育環境の整備充実

2-1 公民館活動の充実

2-2 ライフデザインを描き充実した暮らしの実現

3-1 安心できる地域医療の確保

3-2 健康・体力づくりの推進

3-3 地域福祉の充実

4-1 力強い農業経営の実現

4-2 農産物のブランド力の向上

4-3 有害鳥獣対策の推進

4-4 林業活性化の推進

5-1 計画的な土地利用の実現

5-2 公共交通の充実

5-3 道路管理の徹底

6-1 協働のまちづくりの確立

6-2 ICT の利活用による市民サービスの向上

6-3 健全で効率的な行財政運営の実施

1-4 つながりが支える子育て環境

1-5 市民文化の創造の促進

1-6 図書館機能の充実

2-3 災害に強いまちづくりの推進

2-4 安全安心な暮らしを守る対策

3-4 介護予防の充実と介護保険制度の円滑な運営

3-5 社会的処方への推進

4-5 商工振興と雇用創出の推進

4-6 観光振興の推進

4-7 創意工夫によるふるさと納税の推進

4-8 外部人材の登用

5-4 計画的な地籍調査の実施

5-5 上下水道事業の充実

5-6 環境にやさしいまちの推進

6-4 選挙の適正な執行と投票機会の確保

6-5 市税の適正な賦課徴収

6-6 情報の発信

横断的
行動指針

「伝える」から「伝わる」
情報発信

政策1 みんなが支える教育・子育て環境のまち

地域の未来を担う子どもたちが、自分らしく学び、のびのびと成長できるよう、家庭や地域、行政が力を合わせて、安心して子育てできる環境づくりと心が豊かに育つまちづくりを進めます。

ワークショップから見る魅力(市民意見)

- 少人数で一人ひとりに寄り添う教育環境
- 地域と連携した特色ある学び、ICT活用
- 子育て支援が充実し、安心して育てられる
- 地域ごとに伝統行事が継承されている

市民アンケートから見る生活実感・満足度

- 「子育て環境が良い」は6位(18項目中)
- 「教育環境が良い」は9位(18項目中)
- 「文化芸術活動の魅力を感じる」は約4割
- 求められる施策では「つながり支える子育て」が4位

身近なまちの課題

- 教育環境と市全体が支える子育て支援の強化が必要
- 郷土愛の醸成や世代間交流を通じた学び・育ちの機会を広げることが必要
- 地域の魅力発信と暮らしやすさを両立できる環境整備が必要

ウェルビーイングの視点

- 子ども一人ひとりが学びや成長の機会を十分に得られ、安心して子育てができています
- 学びの楽しさや郷土愛の育成により、自己肯定感や満足感につながっている
- 移住者や若者も含め、全世代が「ここに住んで良かった」と感じられている

目指す姿

1-1 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

知識・技能を活用し、自ら課題を見つけ、ともに学び合い「在りたい未来」の実現に向けて挑戦を続けている

1-2 特色のある学校教育の推進

学校・家庭・地域が協働し、地域資源・地域人材の本物に触れる学びやふるさとへの思いを育む学びなど、生きる力の礎となる学びが展開されている

1-3 学校教育環境の整備充実

一人ひとりに目が行き届き、安全安心で快適な学習環境が整えられている

1-4 つながりが支える子育て環境

市民が安心して子どもを育てられる環境を身近に感じ、地域とつながりながら学び、遊び、支え合うことができている

1-5 市民文化の創造の促進

文化芸術を推進し、心の豊かさやコミュニティの充実を図ることで、ひとが元気になり、まちが元気になる

1-6 図書館機能の充実

市民が読書や学びに親しむことができるように図書館の機能が適切に生かしている

政策2 つながりが織りなす安全安心で笑顔があふれるまち

地域のことを市民自らが考え、解決に向けた主体的な行動ができるよう、人と人とのつながりを大切に、地域全体で支え合いながら安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

ワークショップから見る魅力(市民意見)

- 山や森に囲まれ、空気・水がきれいで静か
- 住環境がよい、自家用車があれば移動も便利
- 地域のつながり・交流の豊かさを感じる
- 地域での防災活動が定着している

市民アンケートから見る生活実感・満足度

- 「犯罪等が少なく安全」は2位(18項目中)
- 「自然災害のリスクが低い」は8位(18項目中)
- 求められる施策では「安全安心なまち」が2位
- 「主体的な見守り行動をしている」は約3割
- 自分らしく暮らしている人の割合は約7割

身近なまちの課題

- 若者・子育て世代の定住・居場所づくりが必要
- 防災・防犯対策など、生活の安全・利便性を支える基盤整備が必要
- 世代や性別にこだわらない趣味や学習、交流の場の充実が必要

ウェルビーイングの視点

- 自分らしい暮らしや活動ができ、満足感や生活の質の向上につながっている
- 安全・健康に暮らせる環境が整っている
- 地域コミュニティとのつながり、世代間交流が盛んであり安心できる居場所がある

目指す姿

2-1 公民館活動の充実

公民館に市民が気軽に集い、学び合い、交流しながら世代を越えて人のつながりと生きがいが育まれている

2-2 ライフデザインを描き充実した暮らしの実現

一人ひとりが自分らしい生き方を選び、地域の人や自然とつながりながら、学び・働き・暮らしを通じ充実した人生を実現している

2-3 災害に強いまちづくりの推進

地域全体で災害に備え、助け合いができています

2-4 安全安心な暮らしを守る対策

犯罪や交通事故から身を守り、見守りや支え合いによって安全に生活ができています

政策3 誰もが健康的に暮らしウェルビーイングを実感できるまち

誰もが安心して医療や福祉を受けられ、介護予防や健康づくりに参加できる環境を整えます。世代を越えた交流と支え合いにより、心身ともに元気に暮らせるまちづくりを進めます。

ワークショップから見る魅力(市民意見)

- 医療体制が整い、総合病院も近くて安心
- 「毎日元気でクラス」の取組が広がっている
- 自治会や民生委員、社協が中心となる地域の支え合い活動がある
- 介護サービスは充実している（介護保険料は高い）

市民アンケートから見る生活実感・満足度

- 「親族友人が近くにいる」「近所付き合いがあり安心」が3・4位(18項目中)
- 「医療・福祉サービスの充実」は7位(18項目中)
- 「多世代のつながりを感じる」は約6割
- 求められる施策では「生涯健康的に過ごせる環境」が1位

身近なまちの課題

- 安心して受けられる医療体制や医療機関までの移動手段・交通アクセスの改善が必要
- ライフステージで切れ目のない支援を提供し、安心して暮らせる取組の強化が必要
- 介護等が必要になっても住み慣れた地域で暮らしていける支援の充実が必要

ウェルビーイングの視点

- 「健康に暮らせる安心感」を実感できている
- 子育て世帯や高齢者・障がい者も安心して生活でき「幸福感」が感じられている
- 異世代間交流や地域活動への参加で「居場所感・連帯感」が生まれる

目指す姿

3-1 安心できる地域医療の確保

誰もが必要な時に安心して医療を受けられている

3-2 健康・体力づくりの推進

世代を越えた交流や予防活動が広がり、元気に暮らすことができている
楽しみながら運動やスポーツに取り組み、健康づくりや仲間づくりができている

3-3 地域福祉の充実

地域全体で支え合う環境が整っており、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられている

3-4 介護予防の充実と介護保険制度の円滑な運営

地域の多様な主体が連携し、介護が必要になる前から予防や支援に取り組んでおり、自立した生活ができている

3-5 社会的処方への推進

多様なコミュニティや社会資源に人がつながり、孤立せず健やかに自分らしく暮らしている

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る挑戦 しやすいまち

働く人が働きがいを感じられるよう、農林業や商工、観光などの地域資源を生かし、多様な働き方やつながり、新たな挑戦によって産業の活性化を進め、賑わいあふれるまちづくりを進めます。

ワークショップから見る魅力(市民意見)

- 農林業や特産品の魅力が高い
- 長寿企業が多く、事業継承に努力している
- 地域の魅力を生かして仕事や交流ができる
- 氷ノ山をはじめ、多くの自然と多くの観光資源がある

市民アンケートから見る生活実感・満足度

- 「望む仕事をしている」は 12 位(18 項目中)
- 「通勤通学の利便性」は 14 位(18 項目中)
- 「観光客等の増加を感じない」は人は約 8 割
- 求められる施策では「地域価値を生かした仕事づくり」は 3 位

身近なまちの課題

- 若者が魅力を感じる雇用環境の整備が必要
- 様々な地域資源を生かした経済基盤を強化し、地域産業を次世代につなげることが必要
- 自然環境や地域資源のさらなる情報発信が必要

ウェルビーイングの視点

- 自らの能力や知識を生かして地元で安定して働いており、充実した生活を過ごしている
- 農業・林業など地域の伝統や自然を生かして働くことで、地域への愛着や誇りが育まれている
- 地域の魅力を発信し、共有体験を通して、自分の暮らす場所への満足感や誇りが育まれている

目指す姿

4-1 力強い農業経営の実現

多様な農地の担い手により、農地や周辺環境が適切に保全され、農業・農村が有する多面的機能が発揮されている

4-2 農産物のブランド力の向上

養父市の強みである農産物の認知度が更に向上し差別化が図られることで、生産者の所得が向上し、人が集まり生産が持続的に発展している

4-3 有害鳥獣対策の推進

地域全体で有害鳥獣の被害情報が共有・管理され、被害を最小限に抑えられている

4-4 林業活性化の推進

地域の森林資源を活用できる持続可能な体制と若者や移住者の新規就業を創出し、地域の活性化につながっている

4-5 商工振興と雇用創出の推進

地域の活性化を実感し、誇りややりがいをもって働くことができている

4-6 観光振興の推進

自然と歴史・文化の魅力が生かされ、地域へにぎわいを生み出している

4-7 創意工夫によるふるさと納税の推進

寄附を通してつながる喜びや共感、関心を集めている

若者支援、子育て、自然環境保全など多彩な地方創生プロジェクトに対し、多くの方々から応援が得られている

4-8 外部人材の登用

外部人材が持つ発想力、経験、専門的な知見等と市の魅力や特産、市内人材など地域資源を融合させ、チャレンジングな事業が次々に生まれている

政策5 ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち

豊かな自然環境を次世代へ引き継ぎながら、道路や上下水道、公共交通などの生活基盤の充実を図り、安全安心で快適に暮らせる、住んでみたい・住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

ワークショップから見る魅力(市民意見)

- デマンド交通、やぶぐるなど市に合った公共交通が整備されている(タクシー助成等もある)
- 道路整備が進み車があればどこでも行きやすい
- 空き家バンクにより空き家が活用されている
- 生活基盤と自然・文化の魅力が調和している

市民アンケートから見る生活実感・満足度

- 「交通の便が良い」は 16 位
 - 「緑や田園が多く自然環境が良い」は 1 位
 - 「公共サービス・施設が整っている」は 10 位
 - 「公園や遊び場が整備されている」は 17 位
- ※全て 18 項目中の順位です。

身近なまちの課題

- 分譲宅地など住宅施策の充実や空き家を活用した地域の活性化が必要
- 公園や雨天時の遊び場など子どもたちが地域で安心して過ごせる居場所が必要
- 移動手段やインフラ整備の改善など安全・安心に暮らせる環境改善が必要

ウェルビーイングの視点

- 住む場所の選択肢が広がり、安心した暮らしが整うことで幸福感が向上している
- お気に入りの居場所があり、社会的なつながりのある生活の満足度が高まっている
- 公共交通や生活基盤が整っており、暮らしが安定している

目指す姿

5-1 計画的な土地利用の実現

中心市街地、住居地域、歴史・自然緑地などがバランスよく配置され、これらをつなぐネットワークが整備されている

5-2 公共交通の充実

新技術の導入や地域ニーズに応じた公共交通が整備されている

5-3 道路管理の徹底

住民が安心して移動でき、来訪者や観光客が訪れやすいまちとなっている

5-4 計画的な地籍調査の実施

地籍情報が整備され、地域資源が有効利用できている

5-5 上下水道事業の充実

安全安心で快適な水道水を利用でき、衛生的な暮らしを支える下水道が適切に維持されている

5-6 環境にやさしいまちの推進

人と自然が共に生きる循環型社会が実現している

政策6 参画と協働で進める行政経営のまち

市民が自ら関わり、意見を出し合いながら便利で安心なサービスを受けられる環境を整えます。公平で持続可能な財政運営と地域の魅力発信を通じ、みんなで行うまちづくりを進めます。

ワークショップから見る魅力(市民意見)

- 自治協の活動が充実している
- 歩数ポイントで高齢者もデジタルを使っている
- 地域活動や交流、支え合いの意識が強い
- 様々な取組が行われている(反面、情報発信が不足している)

市民アンケートから見る生活実感・満足度

- 「市の魅力を情報発信している人」は約 1 割
- 「市政に関心ある人」は約 5 割
- 「意見が市政に反映されていると感じる人」は 1 割未満

身近なまちの課題

- デジタル施策や情報発信を世代に合わせて最適化する行政サービスの提供が必要
- 多様な市民が「まちづくりに関われる」と感じられる仕組みを作ることが必要
- つながり人口や関係人口など外部から参画してくれる人を増やす仕組みが必要

ウェルビーイングの視点

- 年齢や IT スキルにかかわらず、必要な情報や行政サービスにアクセスできる安心感がある
- 意見や活動がまちづくりに反映され、地域活動や多世代交流が増えている
- 誰も取り残されず、つながりと支えがあり、安心して健康に暮らしている

目指す姿

6-1 協働のまちづくりの確立

地域の取組や活動が共有され、世代や立場を越えて市民が主体的に関わっている

6-2 ICT の利活用による市民サービスの向上

ICT や先進技術を活用し、誰でも便利に利用できる環境を整備し、デジタル化の恩恵を享受できる

6-3 健全で効率的な行財政運営の実施

効率的で信頼される行政運営が行われている

6-4 選挙の適正な執行と投票機会の確保

透明で公正な選挙が行われており、多くの市民が投票している

6-5 市税の適正な賦課徴収

正確な課税と着実な徴収で安定した財政運営が行われている

6-6 情報の発信

養父市の魅力が市内外に分かりやすく伝わるとともに、多様な発信ツールを通じて行政と市民相互の情報共有を図ることで、行政への理解や関心が深まっている



2 第2期基本計画に記載する項目

第2期基本計画は、基本構想における「養父市の将来像」を実現するため、「6つの政策」とその手段である「主要施策」について、その具体的な内容を記載したものです。

基本計画では、次の項目を記載しています。

2-1 目指す姿

この施策によって（5年後の）目指す姿を示しています。まず全体のイメージを簡潔な文章で示し、併せて、評価の観点から、働きかける人やものなどの「対象」と対象をどのような状態にするのかを示す「意図」に分けて整理しています。

2-2 目標とする指標

各施策の目指す姿の達成状況を測る指標です。各指標について把握できる最新の値（現状値）と第2期基本計画期間に目指す目標値を示しています。

2-3 主な取組

主要施策を達成するため、第2期基本計画期間に市が取り組む主な取組内容を記載しています。

2-4 タウンミーティング等における市民意見（みんなができること）

主要施策の目的を達成するための市の取組に加えて、タウンミーティングの参加者からのご意見や市民アンケート等のご意見を記載しています。

2-5 SDGs

各施策に該当するSDGs（エス・ディ・ジーズ、Sustainable Development Goals）のどのゴールに主に関連するかを示します。

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく国際目標です。2030年までに誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すため、先進国・途上国を問わず、日本も積極的に取組を進めています。

SDGsの17の目標

	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する。</p>
	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する。</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する。</p>		<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う。</p>		<p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>		<p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する。</p>
	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>		<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>		<p>17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。</p>		



政策1

みんなが支える教育・子育て環境のまち

- 1-1 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成
- 1-2 特色のある学校教育の推進
- 1-3 学校教育環境の整備充実
- 1-4 つながりが支える子育て環境
- 1-5 市民文化の創造の促進
- 1-6 図書館機能の充実

政策1 みんなが支える教育・子育て環境のまち

施策

1-1

確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成



目指す姿

知識・技能を活用し、自ら課題を見つけ、ともに学び合い「在りたい未来」の実現に向けて挑戦を続けている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合	小:78.9% 中:73.8%	小:90% 中:90%
①自分の考えを深め新たな考え方に気づく児童生徒の割合	小:82.3% 中:81.1%	小:90% 中:90%
②将来の夢や目標を持つ児童生徒の割合	小:87.1% 中:65.3%	小:90% 中:80%
②トライやる・ウィークでの充実を感じる生徒の割合	89%	90%

市の主な取組

① 主体的に考える教育の充実

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進めるとともに、ICTを活用しながら探究的・総合的な学習活動を充実させ、児童生徒の主体的思考と行動力を育みます。

② 将来を考える力を育てる教育

キャリア教育や体験活動を通じて、児童生徒が主体的に考え行動できる力を育み、「在りたい未来」を自分で創造できる学びの環境を整えます。

【関連する計画】

養父市こども計画、第4期養父市教育振興基本計画

【関連課】こども学び課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・人生の先輩方の人生の歩き方をしっかり伝えよう！

政策1 みんなが支える教育・子育て環境のまち



施策

1-2

特色のある学校教育の推進

目指す姿

学校・家庭・地域が協働し、地域資源・地域人材の本物に触れる学びやふるさとへの思いを育む学びなど、生きる力の礎となる学びが展開されている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①特色ある学校教育活動に満足していると感じる関係者の割合	未測定	「特色ある教育」アンケート項目で市内全校80%以上

市の主な取組

① 地域とともにある学校づくり

「やぶ・ふるさとキャリア教育」や「YABU スクールチャレンジ事業」、自然学校、トライやる・ウィークなどの体験活動、学校・家庭・地域連携を通して、それぞれの地域が持つ特色を生かした学校教育を推進することで子どもたちのふるさとを愛する心や地域参画力を高めます。

【関連する計画】

養父市こども計画、第4期養父市教育振興基本計画

【関連課】こども学び課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・オンラインで教育サポートをする。
- ・さすが養父市出身!!と思われるよう、何もないところから何かを産み出すような考える教育をサポートする。
- ・授業に自然環境を取り入れ、広く目を向けられる環境を支援する。

政策 1 みんなが支える教育・子育て環境のまち



施策

1-3

学校教育環境の整備充実

目指す姿

一人ひとりに目が行き届き、安全安心で快適な学習環境が整えられている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①長寿命化計画による整備、改修等の進捗率	小学校・義務教育学校 前期課程：16.4% 中学校・義務教育学校 後期課程：3.7%	小学校・義務教育学校 前期課程：100.0% 中学校・義務教育学校 後期課程：100%
②学校給食の市内産食材(野菜・米)の使用率	野菜：27.2% 米：99.5%	野菜：30% 米：100%

市の主な取組

① 学校教育施設等の整備・維持管理

学校施設や ICT 環境、教材や支援員を整え、安心して学べる環境と地域で共有できる魅力ある学校づくりを進めます。

② 安全安心な学校給食の提供

安全で安心な栄養バランスの取れた給食を提供するとともに、季節感や地産地消の取組を通じて郷土愛を育みます。

【関連する計画】

養父市こども計画、第 4 期養父市教育振興基本計画、養父市食育推進計画(第 4 次)

【関連課】教育課、学校給食センター

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・市全体で発信、アピールする。地域が学校の取組を応援する。
- ・(学校給食について)自分たちも多くの人に分かりやすく良さを発信する。

政策1 みんなが支える教育・子育て環境のまち

施策

1-4

つながりが支える子育て環境



目指す姿

市民が安心して子どもを育てられる環境を身近に感じ、地域とつながりながら学び、遊び、支え合っている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①この地域で子育てをしたいと思う親の割合	97.0%	97%以上
①困った時に他者に頼れる親の割合	95.8%	96%以上
①居場所(地域子育て支援拠点など)に関する満足度	未測定	80%以上
①特別な支援を必要とする子どもへの相談件数	384件	400件以上

市の主な取組

① 子育て環境の充実

妊娠・出産から子育て、教育、就労、福祉まで、全ての子どもと家庭を社会全体で支える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、切れ目のない支援体制を整備します。

また、一人ひとりの子どもとその家族の状況やニーズに応じた伴走型支援を推進するとともに、子育て家庭が地域とつながりながら安心して過ごせる多世代の居場所づくりと地域社会で支え合うまちづくりを目指します。

【関連する計画】

養父市こども計画

【関連課】子育て応援課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・養父市ワンチームで子育て支援をする。
- ・地域住民が地域の魅力を再認識する。
- ・子育てしやすいよー”をもっともっとPRする。

政策1 みんなが支える教育・子育て環境のまち



施策

1-5

市民文化の創造の促進

目指す姿

文化芸術を推進し、心の豊かさやコミュニティの充実を図ることで、ひとが元気になり、まちが元気になる

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①文化芸術イベントの来場者数	15,067人/年	18,000人/年

市の主な取組

① 文化芸術に触れる機会の充実

子どもから大人まで、全ての世代が文化芸術に関心を持ち、幅広い文化芸術に触れることができるように、気軽に参加できる機会を充実します。鑑賞するだけでなく、市民が主体となり、文化芸術を創造し、表現することにより、地域の文化活動の活性化と底上げを図ります。

【関連する計画】

やぶ市民交流広場を新しい出会いの場とするための基本計画

【関連課】まちづくり文化交流課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・音楽などの文化活動にふれる機会をもっと多く作り、参加する。
- ・芸術家の卵を集めて育成（応援）する。

政策1 みんなが支える教育・子育て環境のまち

施策

1-6

図書館機能の充実



目指す姿

市民が読書や学びに親しむことができるように図書館の機能が適切に生かされている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①総貸出冊数	72,436冊/年	74,000冊/年
①一人当たりの貸出冊数	3.69冊/年	3.80冊/年

市の主な取組

① 図書館利用の促進

市民のニーズや地域課題に応じた選書や読書バリアフリー等の取組を推進するとともに、紙と電子の両書籍を有機的・選択的に活用できる環境を整備し、市民がいつでもどこでも多様な形で読書や学びに親しめる環境を整えます。

【関連課】公民館



政策2

つながりが織りなす安全安心で
笑顔があふれるまち

2-1 公民館活動の充実

2-2 ライフデザインを描き充実した暮らしの実現

2-3 災害に強いまちづくりの推進

2-4 安全安心な暮らしを守る対策

政策2 つながりが織りなす安全安心で笑顔があふれるまち



施策

2-1

公民館活動の充実

目指す姿

公民館に市民が気軽に集い、学び合い、交流しながら世代を越えて人のつながりと生きがいが育まれている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①生涯学習関連講座参加者数	865人/年	950人/年
①文化祭・芸能祭の参加(出展・出場)者数	4,517人	4,600人

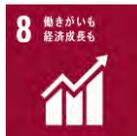
市の主な取組

① 活動団体の取組支援

市民が公民館や交流施設を活用し、健康・学習・趣味活動の場を広げるとともに、成果を発表する機会の充実を図ることで生きがいや地域のつながりを感じられる環境を提供します。

【関連課】公民館

政策2 つながりが織りなす安全安心で笑顔があふれるまち



施策

2-2

ライフデザインを描き充実した暮らしの実現

目指す姿

一人ひとりが自分らしい生き方を選び、地域の人や自然とつながりながら、学び・働き・暮らしを通じ充実した人生を実現している

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①出会いイベント等の参加満足度	未測定	R7の10%増
②将来ふるさとに住みたいと感じる生徒(高校生)の割合	6.3%	12%
③将来Uターンしようと思っている人(大学生等)の割合	30%	35%
④移住(住宅)支援制度活用し、定住した人の数	103人	120人以上

市の主な取組

① 多様な価値観とライフデザイン形成の尊重

仕事や働き方、結婚や子育て、暮らし方など、様々な価値観を尊重し、自分らしい生き方や家族のあり方を主体的に実現できる環境を整えます。

② 企業・社会人と教育機関、行政が連携したキャリア形成支援

養父市等で活躍する若者・人づくりに取り組みます。中高生や大学生等を対象に、進路進学や職業、自身のライフデザインを考える機会を捉え、キャリア形成の支援を実施します。

③ 心のつながり醸成

地域コミュニティにおける交流の場、催し物などを通じて、人と人とのつながりを育み、互いに支え合えるまちづくりを進めます。また、将来を担う子どもたちはもちろんのこと、進学後、または学校卒業後も様々なアプローチにより接点を持ち、温かい心のつながりを維持します。



④ まちの魅力を発信

美しい自然や景観、居心地がよく、安全で、快適な暮らしやすい生活環境など、養父市の魅力を分かりやすく伝え、養父市が移住先や定住先として選ばれるまちのプロモーションを推進します。

【関連課】やぶぐらし・地方創生課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・リモートワークを推進して田舎に住んでもらう。良さを発信する。
- ・新卒者のための『下宿』体験施設を、空き家を活用するなどして地域で開設する。
- ・婚活イベントを企画し、参加を促す。
- ・赤ちゃん先生の活動を復活する!!婚活や出産に前向きになれる取組でとても良かった。
- ・パートナー制度の理解を深める。

政策2 つながりが織りなす安全安心で笑顔があふれるまち



施策

2-3

災害に強いまちづくりの推進

目指す姿

地域全体で災害に備え、助け合いができています

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①一斉避難訓練の参加割合	45%	50%
①防災関連出前講座の開催数	19回/年	22回/年
②消防団の実団員数(消防団員と機能別消防団員の合計)	1,090人	1,200人以上

市の主な取組

① 防災減災体制の充実

防災拠点や情報伝達手段を整備し、デジタル技術を活用した災害対応の迅速化・効率化を進めます。また、防災リーダー育成や出前講座の充実、市民参加型の訓練実施などにより、市民が主体となる防災意識の醸成を図って、誰ひとり取り残されない災害に強い安心して暮らせるまちづくりを目指します。

② 消防体制の強化充実

人口減少・少子高齢化の進展など社会情勢の変化を的確に把握して、より効率的・効果的な消防団組織のあり方を探求し続け、さらなる処遇の改善と負担軽減を進めて団員確保に努めます。また、平時からの巡回啓発や訓練の実施など、消防本部との連携と協力をさらに深化し、より強固な消防体制を確立します。

【関連する計画】

養父市強靱化地域計画、養父市地域防災計画

【関連課】防災安全課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・自分たちで安全な避難場所に早めに避難する。
- ・年齢や性別に関係なく、初期消火訓練に取り組む。
- ・声かけ避難、乗り合わせ避難をする。

政策2 つながりが織りなす安全安心で笑顔があふれるまち

施策

2-4

安全安心な暮らしを守る対策



目指す姿

犯罪や交通事故から身を守り、見守りや支え合いによって安全に生活ができている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①見守り活動に参加する人の割合	29.2%	35%
①交通事故や犯罪が少なく安全であると感じる人の割合	65.7%	75%
②消費生活センターへの相談件数に対する救済件数の割合	14.1%	20%

市の主な取組

① 交通安全と防犯対策の推進

警察、防犯協会、交通安全協会等の関係機関との連携を強化し、交通事故防止や歩行者優先意識の徹底など交通安全思想の普及・浸透を図ります。

市民の体感治安を低下させる特殊詐欺や空き巣等の被害を防止するため、出前講座や防犯カメラの設置、地域住民による見守り活動の推進により市民の防犯意識を高め、安全安心に暮らすことができるまちをつくりまします。

② 良好な生活環境の確保

出前講座や市広報やぶ、市ホームページ等による広報活動を通じて、悪質商法や訪問販売等による消費トラブルに関する情報や解決方法を啓発し、市民の消費力を向上させ、消費者被害発生時には可能な限り救済できるよう関係機関と連携し、安心・快適に暮らせるまちをつくりまします。

【関連課】市民課



政策3

誰もが健康的に暮らし

ウェルビーイングを実感できるまち

3-1 安心できる地域医療の確保

3-2 健康・体力づくりの推進

3-3 地域福祉の充実

3-4 介護予防の充実と介護保険制度の
円滑な運営

3-5 社会的処方への推進

政策3 誰もが健康的に暮らしウェルビーイングを実感できるまち

施策

3-1

安心できる地域医療の確保



目指す姿

誰もが必要なときに安心して医療を受けられている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①医療・福祉サービスが充実していると感じる人の割合	39.4%	40.0%

市の主な取組

① 医療提供体制の維持・確保

市民が安心して医療サービスを利用できるよう、医師・医療従事者の確保とそれに伴う支援や医療機関相互の連携強化を図り、適切に医療を提供するための体制整備に取り組めます。

【関連課】健康医療課

政策3 誰もが健康的に暮らしウェルビーイングを実感できるまち



施策

3-2

健康・体力づくりの推進

目指す姿

世代を越えた交流や予防活動が広がり、元気に暮らすことができる

楽しみながら運動やスポーツに取り組み、健康づくりや仲間づくりができています

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①平均自立期間(健康寿命の指標の一つで日常生活動作が自立している期間の平均のこと)	男:79.8歳 女:84.8歳 (R4-6平均)	男:80.3歳 女:85.3歳
①国保加入者の特定健診受診率	42.3%	48.0%
②週1回以上スポーツに親しむ市民の割合	37.2%	42.0%

市の主な取組

① ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進

地域全体で「誰一人取り残さない」健康づくりを推進し、生涯を通じた健康の維持・増進と誰もが元気に安心して暮らせる地域を目指し、子どもから高齢者までの各世代に応じた栄養・食生活、運動、口腔、休養・睡眠など、健康的な生活習慣の確立に向けた支援と、生活習慣病の予防および重症化予防を推進します。

② スポーツを通じた健康・体力づくりの推進

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが心身ともに健康で元気に暮らすため、スポーツや運動を自主的に取り組むことができる環境を整備します。また、ライフステージや興味、関心に対応したライフスタイルをつくるため、スポーツ・レクリエーション等の活動場所や機会の提供によりスポーツ活動への参加を促進します。

【関連する計画】

健康やぶ 21、養父市スポーツ推進計画、養父市食育推進計画、第4次養父市地域福祉計画

【関連課】健康医療課、100年のまなび共創課

用語説明

※ライフコースアプローチ：一生を胎児期から高齢期に至るまで経時的に捉え、生涯を見通した切れ目のない継続的な健康づくりを推進すること。

政策3 誰もが健康的に暮らしウェルビーイングを実感できるまち



施策

3-3

地域福祉の充実

目指す姿

地域全体で支え合う環境が整っており、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①安心見守りネットワーク参加事業者数	61事業者	70事業者
①福祉就労から一般就労への移行者数	3人	6人
①定期的に地域活動に参加している人の割合	未測定	R7+5%増
①高齢者等優待乗車証の交付率	33.6%	40%
①移動販売事業者のエリアカバー率(154行政区)	40%(62区)	50%(77区)
②要援護者の就労または収入確保者の割合	40%	50%
③認知症サポーター養成講座年間参加者数	150人/年 (R5-6の平均)	170人/年
③認知症カフェ年間参加者数	930人/年 (R5-6の平均)	1,000人/年

市の主な取組

① 安心して暮らせる環境づくり

市民、事業者、諸団体等と連携し高齢者や障がい者をはじめ、全ての人が社会参画し、生きがいをもって、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

② 要援護者福祉の充実

要援護者が地域で自立して生活できるよう、生活を立て直すための一時生活支援や相談支援等による支援体制を充実し、多様なニーズに対応できる福祉環境の整備に取り組めます。



③ 認知症施策の充実

新しい認知症観※を啓発・普及するとともに、認知症になっても自分らしく希望を持って暮らせるよう、認知症の人の声を起点とした地域づくりを市民全体で推進します。

【関連する計画】

第4次養父市地域福祉計画

【関連課】社会福祉課、社会的処方推進課

用語説明

※新しい認知症観：認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人ひとりが個人としてできることややりたいことがあり、住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方

政策3 誰もが健康的に暮らしウェルビーイングを実感できるまち

施策 3-4

介護予防の充実と介護保険制度の円滑な運営



目指す姿

地域の多様な主体が連携し、介護が必要になる前から予防や支援に取り組んでおり、自立した生活ができている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①介護職員の安定的な確保のための助成制度利用者数	就職祝金:1人/年 資格取得補助金: :1人/年	就職祝金:5人/年 資格取得補助金: :5人/年
②新規介護認定者(要介護1以上)の平均年齢	85.27歳	86歳

市の主な取組

① 介護サービス提供体制の維持確保

今後の介護需要を踏まえ、介護サービスを維持していけるよう人材の確保に向けた支援や介護サービスの適正化を推進し、介護サービス事業の安定化を図ります。

② 介護予防の充実

地域での介護予防、認知症予防の活動や情報提供を通じて、高齢者が元気で自立した生活を続けられるようにします。施設や在宅サービスも途切れなく利用でき、若い世代との交流や地域の支え合いの仕組みで、安心して介護が受けられる環境を整えます。

【関連する計画】

第4次養父市地域福祉計画、養父市高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画

【関連課】介護保険課、社会的処方推進課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・ 介護を地域で
- ・ もっと介護を自分自身の事として考える。

政策3 誰もが健康的に暮らしウェルビーイングを実感できるまち

施策

3-5

社会的処方推進



目指す姿

多様なコミュニティや社会資源に人がつながり、孤立せず健やかに自分らしく暮らせている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①孤独(望まない孤独)を感じる人がいる人の割合	37.5%	35%
①上記のうち、支えてくれる人がいない人の割合	7.5%	5.0%

市の主な取組

① 本人中心の包括的支援体制の充実

制度・事業中心の支援（ケア）から本人・世帯にあわせた支援（ケア）を重視した包括的支援体制の充実を図ります。また、医療機関から孤立など生活面に課題を抱える住民の紹介を受け、健康面とあわせて個々の社会生活環境を改善するための相談支援にも取り組めます。

① 多機関・多職種連携強化

医療、介護、福祉および地域に関わる多機関・多職種の顔の見える関係づくりを進め、重層的な支援ができる体制・仕組みづくりを推進します。

① 住民主体の活動を促進

住民が主体となった新たな活動を生み出すための取組を進めるとともに、社会的処方の考え方を理解した市民リンクワーカーを育成します。

【関連する計画】

第4次養父市地域福祉計画、健康やぶ21、養父市高齢者福祉計画、養父市こども計画、第4期養父市教育振興基本計画

【関連課】社会的処方推進課、社会福祉課、健康医療課、介護保険課
子育て応援課、こども学び課



タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・自由に発言できる場所、コミュニティを大切にする。
- ・他の人も認める。
- ・区の活動を維持し、地域コミュニティの維持を図る。
- ・行事、催事等できる限り参加していく。
- ・自治協活動への参加を継続する。
- ・ちょっと見守る活動やゆるい声かけ活動を続ける。
- ・ボランティアキャリア登録（つながり、助け合い）する。



政策4

地域資源の活用や創意工夫により働く人が
キラリと光る挑戦しやすいまち

4-1 力強い農業経営の実現

4-2 農産物のブランド力の向上

4-3 有害鳥獣対策の推進

4-4 林業活性化の推進

4-5 商工振興と雇用創出の推進

4-6 観光振興の推進

4-7 創意工夫によるふるさと納税の推進

4-8 外部人材の登用

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る 挑戦しやすいまち

施策

4-1

力強い農業経営の実現



目指す姿

多様な農地の担い手により、農地や周辺環境が適切に保全され、農業・農村が有する多面的機能が発揮されている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①認定(青年)農業者数	54人	60人
①農地が集積している面積	238ha	413ha
②地域計画策定の地区数	92地区	100地区
②多面的機能支払交付金の制度取組数	60件	60件
②中山間地域等直接支払交付金の制度取組数	30件	30件
②遊休農地の面積	53.6ha	30ha

市の主な取組

① 農業の担い手確保・育成

農業者の減少・高齢化が進む中、農業が持続的に展開されるよう、規模拡大を望む農業者への農地集積を推進するとともに、次の世代を担う農業者の確保に取り組みます。また、重要な生産基盤である井堰や揚水機場等の更新整備、生産性の向上に資するほ場整備を受益者の意向・負担に配慮しつつ推進します。

② 農地利用の最適化の推進

地域ごとに策定された地域計画をより良いものに随時更新するとともに、未策定地域については引き続き策定を推進します。また、農業委員会と連携した遊休農地の解消や、日本型直接支払制度等を活用した農地・周辺環境の保全に取り組みます。

【関連する計画】

養父市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、各地域農業経営基盤強化促進計画、養父農業振興地域整備計画、農地等の利用の最適化の推進に関する指針



【関連課】農林振興課、農地政策課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・ 特区を活用した小水力発電の活用に向けて規制緩和を呼びかける。
- ・ 地域の人たちが協力しあう。
- ・ もうかる農業を考える。もうかるビジョンを見せる。
- ・ 農業機械のシェアの仕組みを地域で考える。

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る 挑戦しやすいまち



施策

4-2

農産物のブランド力の向上

目指す姿

養父市の強みである農産物の認知度が更に向上し差別化が図られることで、生産者の所得が向上し、人が集まり生産が持続的に発展している

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①有機JAS認証者数	20人	25人
①朝倉山椒苗木の支援本数	—	現状から3,500本増加 (年700本)
①肉牛の飼育頭数	3,444頭	3,545頭

市の主な取組

① 農産物のブランド力の向上

神戸牛の素牛である但馬牛の増頭、養父市原産の朝倉山椒の生産拡大等を通じて、養父市特産物の更なる認知度向上や販路拡大を推進します。また、有機の里づくりや人と環境にやさしい農業の実現に向けた取組を通じて、持続的で付加価値の高い農業の拡大を目指します。

【関連する計画】

養父市人と環境にやさしい農業ビジョン、養父市但馬牛クラスター計画

【関連課】農林振興課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・但馬農高と連携する。
- ・地域同士のコミュニケーション、コミュニティづくりに参加する。
- ・地元で生産して、地元で加工して、地元で販売する。

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る 挑戦しやすいまち

施策

4-3

有害鳥獣対策の推進



目指す姿

地域全体で有害鳥獣の被害情報が共有・管理され、被害を最小限に抑えられている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
① 猟友会員数	91人	90人以上
① ジビエ(シカ)の活用数	249頭	350頭
① 農林業の被害額	24,812千円	30%減

市の主な取組

① 有害鳥獣対策の推進

猟友会や地域と協力し、シカやイノシシなどによる農林業被害を防止、軽減するため、防護柵の設置や環境整備、捕獲活動を進めます。

また、有害鳥獣駆除を担う狩猟者の減少がみられることから、猟友会員の確保、育成に努めます。

【関連する計画】

養父市鳥獣被害防止計画

【関連課】環境推進課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・ 猟師の育成と優遇改善に協力する。
- ・ 獣害防護柵の補助金を活用し、防護柵の設置に協力する。

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る 挑戦しやすいまち

施策

4-4

林業活性化の推進



目指す姿

地域の森林資源を活用できる持続可能な体制と若者や移住者の新規就業を創出し、地域の活性化につながっている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①搬出間伐・主伐による素材生産量	(約3万m ³ /年)	15万m ³ (累計)

市の主な取組

① 素材生産による人工林の適正管理

地域最大の資源である森林を素材生産による健全な林業経営で活用していくため、林内作業道の開設と搬出間伐や主伐による利益還元によって、森林所有者の財産意識醸成と所有者不明林の解消を図っていくとともに、「高生産性林業」と「自伐型林業」それぞれの作業システムに適した私有人工林の集約化を進め、各事業者とのマッチングを行うことで人工林の持続可能な適正管理体制を構築します。

また、若者や移住者の新規就業を促進するため、補助制度の充実を図るとともに活動フィールドの提供やスキルアップ研修の実施など伴走的な支援を行い、地域への移住・定住と地域の活性化につなげます。

【関連課】林業活性化センター

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・ 樹木の利用を考える。

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る 挑戦しやすいまち

施策

4-5

商工振興と雇用創出の推進



目指す姿

地域の活性化を実感し、誇りややりがいをもって働くことができている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①働きがいを感じる人の割合	未測定	R7の10%増
①企業等振興奨励制度の交付件数	37件	40件
①企業誘致および創業・起業の件数	7件/年	8件/年
①地域ブランド品の創出件数(累計)	43件	47件

市の主な取組

① 地域の価値を生かした仕事づくり

誇りややりがいをもって働くことができる環境を目指し、働き方改革の推進を行います。

また、地元産業の支援と創業支援、企業誘致による地域経済の活性化や雇用創出に取り組み、地域産品の魅力向上を図ります。

【関連課】商工観光課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・観光協会と商工会と農業の方、ワンチームで相乗効果を狙う。
- ・若いベンチャー企業が増える取組を考える。
- ・成功例・体験談を定期的に話す場を企画する。

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る 挑戦しやすいまち



施策

4-6

観光振興の推進

目指す姿

自然と歴史・文化の魅力が生かされ、地域へにぎわいを生み出している

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①観光入込客数	1,033千人/年	1,136千人/年
①観光情報ウェブサイトの利用件数	264千人/年	290千人/年

市の主な取組

① 観光地としての魅力の向上

地域の自然・歴史・文化資源や特産品、伝統行事を生かし、観光施設の整備や安全対策、二次交通対策を講じ、魅力的な観光地を目指します。

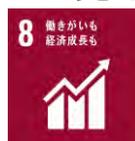
また、観光事業者・団体と協力しながら、体験プログラムやツアーなど、養父市を訪れてもらう取組、効果的なプロモーション活動を展開します。

【関連課】商工観光課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・映画の誘致に協力する。
- ・低コストのハイキングコース、展望台の設置を呼びかける。
- ・養父市をめぐるツアーを企画・協力する。

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る 挑戦しやすいまち



施策

4-7

創意工夫によるふるさと納税の推進

目指す姿

寄附を通してつながる喜びや共感、関心を集めている
若者支援、子育て、自然環境保全など多彩な地方創生プロジェクトに対し、多くの方々から応援が得られている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①市内の返礼品提供事業者取扱額	63,000千円/年	140,000千円/年 (+222%)
②ふるさと納税寄附件数(一般寄附)	10,300件/年	19,550件/年 (+190%)

市の主な取組

① 市内産業の振興・起業者育成

養父市に根付く地場産品を大切に、寄附の返礼品としてふるさと納税制度を通して全国に提供します。地域資源を生かした新たな返礼品づくりや産業の創造に取り組むとともに、担い手確保や起業者育成にも取り組みます。

② 多角的な情報発信

情報発信には、様々な手段を活用し広く周知を進めます。分かりやすい言葉や表現、ビジュアルにも工夫を加え、市の取組等を周知し応援につなげていきます。地場産品である返礼品の魅力発信にも努め寄附へつなげていきます。

寄附金の使途事業等を可視化し、寄附を活用した様々な地方創生事業の成果等を公表します。それら事業のアピールを通してふるさと納税を呼びかけ、応援いただく自治体にふさわしいまちづくりを推進します。

【関連課】やぶぐらし・地方創生課

政策4 地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る 挑戦しやすいまち



施策

4-8

外部人材の登用

目指す姿

外部人材が持つ発想力、経験、専門的な知見等と市の魅力や特産、市内人材など地域資源を融合させ、チャレンジングな事業が次々に生まれている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①地域おこし協力隊の退任後定住率	65%	80%

市の主な取組

① 地域おこし協力隊の活用

地域おこし協力隊の知恵や発想力、行動力を生かし、地域の課題解決や新たな事業づくりを進めます。地域や事業者と協力しながら、市の魅力を高め、次世代へつなぐ活力あるまちを目指します。

【関連課】やぶぐらし・地方創生課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・ 地域おこし協力隊の人との関わりを持つ。



政策5

ふるさとの原風景と快適な都市基盤が 調和した住みやすいまち

- 5-1 計画的な土地利用の実現
- 5-2 公共交通の充実
- 5-3 道路管理の徹底
- 5-4 計画的な地籍調査の実施
- 5-5 上下水道事業の充実
- 5-6 環境にやさしいまちの推進

政策5 ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち



施策

5-1

計画的な土地利用の実現

目指す姿

中心市街地、住居地域、歴史・自然緑地などがバランスよく配置され、これらをつなぐネットワークが整備されている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①住環境の満足度の割合	54.8%	60%
①市営住宅の入居率	75.9%	80%
①市内住居の耐震化率	61%(H25年時点)	97%
②特定空家等のうち除却等の改善がなされた割合	37.0%	50.0%
②空き家バンクへの登録件数	23件/年	25件/年

市の主な取組

① 安全安心な住宅・住環境の充実

高齢者や子育て世代も安心して暮らせる住宅やバリアフリー環境を整え、空き家活用や情報発信で移住・定住しやすいまちをつくりまします。また、福祉・防災・交通課題に対応し、公園や道路、上下水道などの基盤整備を計画的に進め、多様な主体と連携して安全で快適な都市空間を創出します。

② 空き家対策

空き家の適正管理・利活用を進め、老朽空き家の解体支援を充実させることで、安全で安心に暮らせる環境を整備します。また、空き家情報や移住・定住支援制度を分かりやすく発信し、若者世代や子育て世代の利用を促進します。

【関連する計画】

やぶ市まち基盤整備計画（養父市都市計画マスタープラン）、養父市住宅マスタープラン、養父市空家等対策計画

【関連課】土地利用未来課、やぶぐらし・地方創生課、環境推進課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

・空き家になった際は、空き家を手放すことを呼びかける。

政策5 ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち



施策

5-2

公共交通の充実

目指す姿

新技術の導入や地域ニーズに応じた公共交通が整備されている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①公共交通の利用者数	785,478人	現状維持
①公共交通の満足度の割合	13.8%	20%

市の主な取組

① きめ細かな公共交通の実現

バスやタクシー、デマンド交通など多様な公共交通を整備し、高齢者や学生も安心して移動できる環境を整えます。そして、それぞれの移動ツールが持つサービスの特性や役割を生かしつつ、それらを効果的に組み合わせ、相互に補完し合う仕組みを確立していくことで、多種多様な移動ニーズに対応できるきめ細かい公共交通体系の構築を目指します。

【関連する計画】

但馬地域公共交通計画、やぶ市まち基盤整備計画（養父市都市計画マスタープラン）

【関連課】土地利用未来課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・異業種間送迎者の利用を促す。
- ・公共交通（全但バス）の路線を維持するため、利用促進を企画し、呼びかける。

政策5 ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち



施策

5-3

道路管理の徹底

目指す姿

住民が安心して移動でき、来訪者や観光客が訪れやすいまちとなっている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①インフラ施設の維持・補修の実施箇所	700か所/年	900か所/年

市の主な取組

① 道路の適切な維持管理

道路や橋梁、歩道などのインフラを適切に維持管理するとともに、デジタル技術を活用して除雪や点検、防災対策を効率的に行うことで、安全で快適な交通環境を確保し、市民生活や観光・物流の活動を支えます。

【関連する計画】

やぶ市まち基盤整備計画（養父市都市計画マスタープラン）

【関連課】建設課

政策5 ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち



施策

5-4

計画的な地籍調査の実施

目指す姿

地籍情報が整備され、地域資源が有効利用できている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①地籍調査の進捗率	37%	50%

市の主な取組

① 地籍調査の確実な進展

防災・林業・インフラ整備など他の公共事業と連携を図り、先進技術を積極的に活用し、計画的かつ効率的に地籍調査を進め、安全で持続可能なまちづくりを支えます。

【関連課】地籍調査課

政策5 ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち



施策

5-5

上下水道事業の充実

目指す姿

安全安心で快適な水道水を利用でき、衛生的な暮らしを支える下水道が適切に維持されている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①水道事業の経常収支比率	97.7%	100%
①上水道管路の耐震化率	28.5%	33.1%
②下水道事業の経常収支比率	98.8%	100%
②下水道事業の経費回収率	65.2%	75%

市の主な取組

① 上水道の安定供給

水道事業の安定経営を図るとともに、浄水場や管路などの施設を適切に維持管理し、水質確保、老朽化対策、耐震化、施設の効率的再編を進め、将来も安心して使える水道を実現します。

② 下水道の安定処理

下水道事業を安定的に運営するため、老朽施設の更新や耐震化を含む施設の適正な維持管理を進め、快適な下水道サービスを将来にわたり提供できる地域を実現します。

【関連する計画】

養父市水道ビジョン、養父市水道事業経営戦略、養父市下水道事業経営戦略

【関連課】上下水道課

政策5 ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち



施策

5-6

環境にやさしいまちの推進

目指す姿

人と自然が共に生きる循環型社会が実現している

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①一般廃棄物リサイクル率	27.8%	31.2%
①資源ごみ集団回収参加団体数	40団体/年	50団体/年
②市有施設の温室効果ガス排出量	5,247t-co2	3,889t-co2
②市内家庭のエネルギー消費量(炭素排出量)	5,267t-C	4,283t-C
②自然環境に配慮した行動を行っている人の割合	69%	75%
③希少動植物の保護・保全活動回数	4回/年	6回/年

市の主な取組

① ごみの削減、リサイクルの推進

プラスチック類を含む資源ごみの分別回収を進め、ごみの減量や資源の有効利用に取り組み、環境への負荷が低減される循環型社会の実現を目指します。

② 温暖化対策の実施

市内において、再生可能エネルギーの活用や省エネの推進を通じて温室効果ガスを削減し、持続可能なゼロカーボンシティの実現を目指します。

③ 希少動植物の保護、保全活動の推進

養父市の豊かな自然を次世代に残すため、関係団体と連携し、希少な動植物の生息地において保護、保全活動を実施します。住民も参加できる活動や学習を通じて、自然を守っていく取組を進めます。

【関連する計画】

第二次養父市環境基本計画、養父市地球温暖化対策実行計画

【関連課】環境推進課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・自然保全や活用の取組をイベント化する。



政策6

参画と協働で進める行政経営のまち

- 6-1 協働のまちづくりの確立
- 6-2 ICTの利活用による市民サービスの向上
- 6-3 健全で効率的な行財政運営の実施
- 6-4 選挙の適正な執行と投票機会の確保
- 6-5 市税の適正な賦課徴収
- 6-6 情報の発信

政策6 参画と協働で進める行政経営のまち

施策

6-1

協働のまちづくりの確立



目指す姿

地域の取組や活動が共有され、世代や立場を越えて市民が主体的に関わっている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①地域自治組織の活動に関わる人の割合	35%	40%
②人権講演会・人権学習会の参加人数	約800人	800人以上

市の主な取組

① 地域自治組織との協働強化

地域自治組織に関する基本理念、地域自治組織、市民、市の役割等を明確にすることで、自主的・主体的な地域づくりを協働により進めます。また、子どもから高齢者までが世代を越えて交流し、支え合うまちづくりに取り組んでいけるよう、多世代交流事業を推進し、地域コミュニケーションの醸成を図ります。

② 人権尊重のまちづくり

あらゆる差別のない人権が尊重される地域社会の実現に向け、養父市人権教育推進協議会と連携し、市民、企業等を対象に、講演会、研修会、学習会等の充実を図り、人権啓発事業を進めます。また、人権学びステーションなど研修会の開催に加え、インターネットによる人権侵害の防止など、情報社会を生きる上での取組を進め、市民への意識啓発を図ります。

【関連する計画】

第2次養父市人権教育及び啓発推進計画

【関連課】人権・協働課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・楽しそう、ワクワクする場や居場所を地域につくる。
- ・身近な自治協や集いの場で教室を開催する。
- ・役員の仕事を細分化し1人の仕事量を減らす。
- ・自治協の支援(人的、金銭的、事務支援、進め方支援)をみんなで考える。

政策6 参画と協働で進める行政経営のまち

施策

6-2

ICTの利活用による市民サービスの向上



目指す姿

ICTや先進技術を活用し、誰でも便利に利用できる環境を整備し、デジタル化の恩恵を享受できる

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①コンビニ交付の利用率	26%	30%
①オンライン申請件数	7,950件/年	10,000件/年

市の主な取組

① 行政サービスのオンライン化の進展

オンライン申請や健康・学習サービスなどICTを活用し、誰でも利用できる市民サービスを整備するとともに、企業との連携や生成AIなど先進デジタル技術を活用して業務効率化を進め、どこに住んでいても快適に暮らせる社会を目指します。

また、「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会」を実現していくため、デジタルデバイド対策を行い、誰もがデジタル化の恩恵を享受することのできる社会に向けた取組を推進します。

【関連課】市民課、デジタルファースト課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・田舎ならではのDX化を考える。
- ・市民の暮らしが便利になるようなデジタル活用を考える。

政策6 参画と協働で進める行政経営のまち



施策

6-3

健全で効率的な行財政運営の実施

目指す姿

効率的で信頼される行政運営が行われている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①経常収支比率	97.6%	95.0%以下
②実質公債費比率	8.5%	8.0%以下
③正規職員数(4月1日時点)	291人	300人
④自分の意見が市政に反映されていると思う割合	8.8%	12.0%

市の主な取組

① 財政の弾力性の向上

最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、デジタル化など業務改善に取り組み、行政サービスの効率化・合理化を推進します。また、限られた財源を有効に活用し、無駄のない効率的な行政運営を推進します。

② 公債費負担の適正化

計画的な地方債の発行や繰上償還を実施し、中長期の財政運営の見通しを踏まえ、公債費負担の適正化に努めます。

③ 適正な職員数の確保

職員定員管理計画に基づき、適正な職員数を確保します。また、人事制度や研修制度の充実を図り、行政サービスの人的資源となる職員の資質向上に努めます。

④ 市民意見の市政への反映

市民が意見を出しやすい仕組みを整備し、施策に反映させます。行政情報を分かりやすく公開することで、参加しやすく、住民がまちづくりに貢献したいと思える環境の実現を目指します。

【関連する計画】

養父市職員定員管理計画

【関連課】経営総務課、経営政策・国家戦略特区課

政策6 参画と協働で進める行政経営のまち



施策

6-4

選挙の適正な執行と投票機会の確保

目指す姿

透明で公正な選挙が行われており、多くの市民が投票している

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①各種選挙における投票率	67.2%(4年平均)	65.0%以上

市の主な取組

① 適切な投票機会の確保

選挙の周知を徹底するとともに、特に若年層に対する選挙啓発を強化することで全体の投票率を維持します。

また、市民が安心して投票できるよう、投票所の利便性向上や投票環境の向上を推進します。

【関連課】経営総務課

政策6 参画と協働で進める行政経営のまち



施策 6-5

市税の適正な賦課徴収

目指す姿

正確な課税と着実な徴収で安定した財政運営を支えている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①市税の徴収率(収納率)	96.7%	97.0%以上

市の主な取組

① 確実な市税の徴収の実施

市税を安定的に確保するため、効率的で適正な課税を推進するとともに、徴収率(収納率)の向上を目指し、厳格な滞納整理を進めるなど公平な税制を確保します。

【関連課】税務課

政策6 参画と協働で進める行政経営のまち



施策

6-6

情報の発信

目指す姿

養父市の魅力が市内外に分かりやすく伝わるとともに、多様な発信ツールを通じて行政と市民相互の情報共有を図ることで、行政への理解や関心が深まっている

目標とする指標

指標	現状値	目標値
①HPやSNSへのアクセス件数(年間)、LINEの受信設定数(累計)	HP:777千人 Facebook:667千回 Instagram:113千回 LINE:851人	HP:1,000千人 Facebook:1,000千回 Instagram:800千回 LINE:3,000人
①市からの情報提供が十分と感じる市民の割合(市民アンケート)	40.6%	50%

市の主な取組

① 適切な情報発信の実施

●情報発信の強化

ホームページの充実を図り、SNS、市広報やぶを活用して、市内外に養父市の魅力や行政情報を積極的に発信します。また、ターゲットに合わせた最適な伝達ツールを活用するなど効果的な情報発信の強化に取り組みます。

災害時においては、多様な伝達ツールを併用活用し、市民が必要とする情報を迅速かつ確実に発信できるよう取り組みます。

●市民が親しみを持てる広報紙、自主放送番組の制作

市民が関心を持つ課題や地域活動の発信、市民目線での行政情報の積極的な発信に努めます。また、親しみの持てる市広報やぶの発行、CATVの自主放送番組を制作することで市民との情報の共有を図ります。

【関連課】情報課

タウンミーティング等における市民意見(みんなができること)

- ・個々人で魅力を発信する。
- ・「伝える」から「伝わる」情報発信を重視する。
- ・こまめに情報を発信する。



計画推進体制について

1 戦略的な事業実施体制の構築

1-1 戦略的な事業実施体制の構築

戦略事業の積極的な推進

限られた予算の中で、本計画を進めていくためには、予算を戦略的に配分していく必要があります。このことから、本計画を推進するために「戦略事業」を設け、戦略的な事業実施体制を構築していきます。

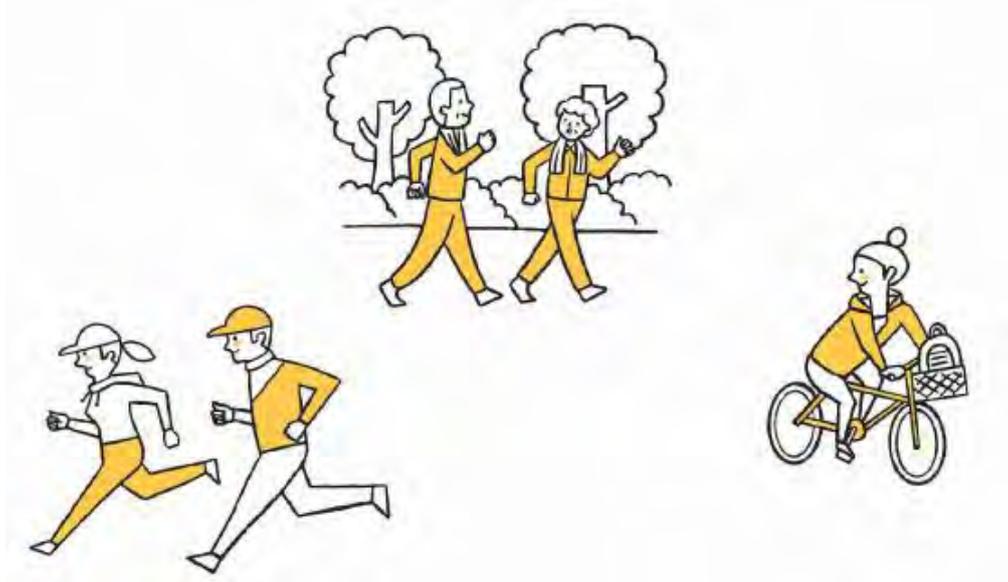
戦略事業は、本計画で示す将来像や基本目標を達成するために、各部局が重要であると位置付ける事業の中から「養父市まちづくり推進本部」において決定します。また、戦略事業の予算については、養父市創生基金や養父市元気な養父づくり応援基金などを重点的に配分し、積極的に推進していきます。

事業を停滞させない仕組み

戦略事業は、本計画を推進するに当たって重要であると位置付けられる事業であることから、停滞させることなく絶えず発展していく必要があります。事業ごとに設定された数値目標の結果や各部局の経営方針などを踏まえて、各部局で戦略事業の見直しを図り、まちづくり推進本部で年度ごとに事業の入替えを実施できるようにします。

積極的な財源確保

自主財源に乏しい養父市において、自主財源以外の財源を確保していくことは非常に重要になっていきます。今後実施する事業においては、財源確保のため国県費等を積極的に活用していきます。



1-2 取組内容を評価するプロセスの構築

外部委員による検証委員会の設置

本計画の推進に当たって「養父市まちづくり計画評価検証委員会」を設置し、外部委員によって計画の評価を受ける体制を構築します。ここでは、基本計画で設定した数値目標やKPIの進捗状況について検証を行っていきます。

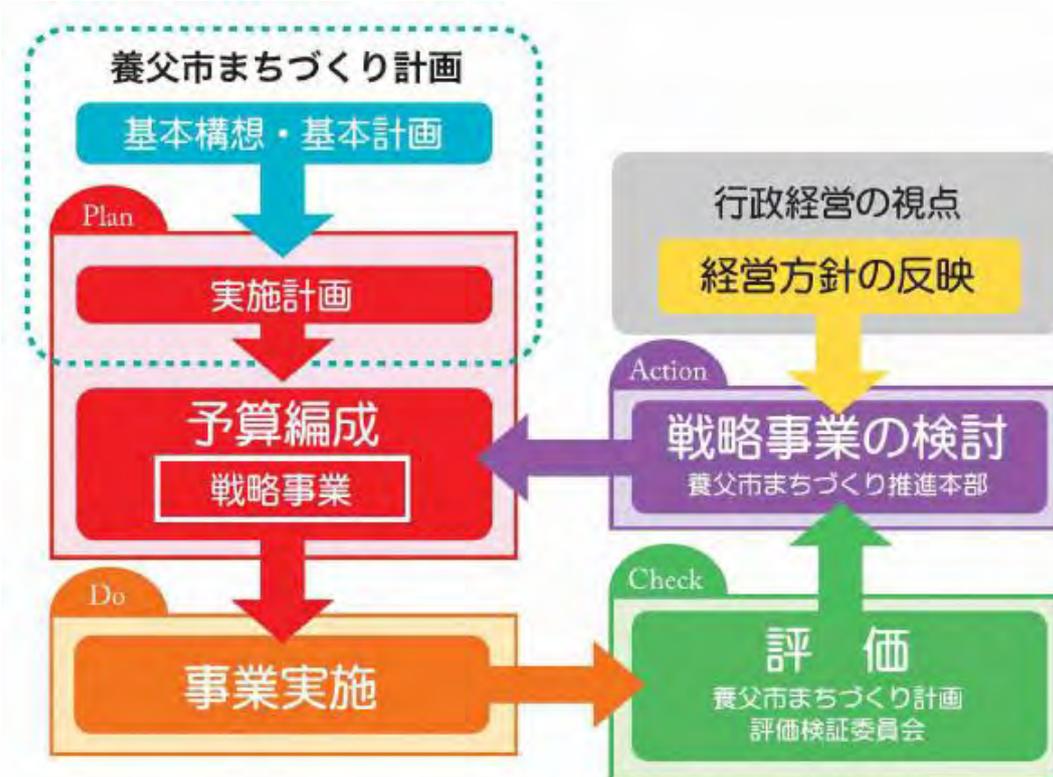
基本計画部分の検証作業も実施することで、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての要件を満たすものとします。

取組評価を明確化する指標づくり

実施計画に記載する個別事業の取組評価を明確化、他事業と比較しやすくするため、数値目標として活用する指標について、定点的な指標を用いることとします。この指標を用いることで継続的な評価を行うことができるようにします。

また、これら定点的な指標を集めた指標集を作成することで、現時点での養父市の状況を把握する統計データの集約を行っていきます。

本計画で掲げる基本構想や基本計画を実現するために、以上のような推進体制で取り組んでいきます。その過程において毎年PDCAサイクルを回し、効率の良い行政運営が行える体制を構築していきます。



個別計画について

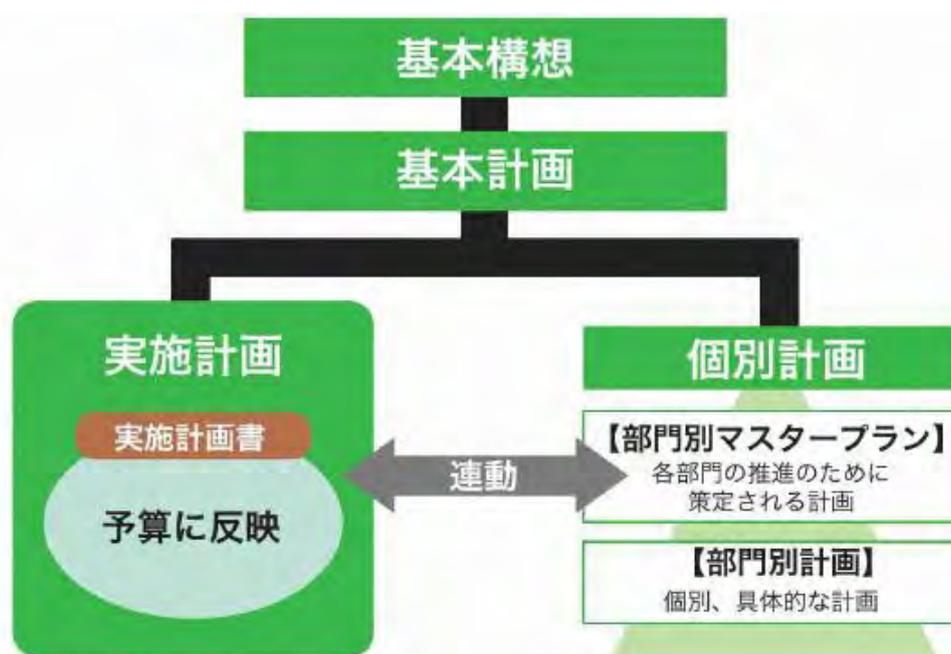
個別計画は、基本計画の各政策に紐づく部門別計画のことを指します。各部署が策定している部門別計画の中でも、各部門の推進のために策定される計画があり、この計画に沿った形でさらに個別、具体的な計画等が策定されています。これら計画を整理した上で、養父市まちづくり計画（基本構想）を頂点とした計画の体系化を行っていきます。

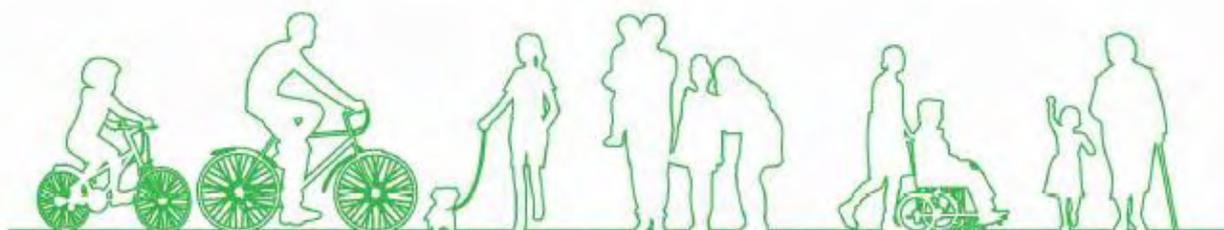
実施計画について

実施計画は、毎年度予算編成時に作成する実施計画書のことを指します。実施計画書については、大きく分けて以下の項目を配しています。

項目	内容
事業の基本的項目	事業名のほかに、紐づけられる政策や主要施策、個別計画、予算費目や事業実施期間等を記載します。また、SDGsの17のゴールに関連する項目を入れ、SDGsを地域課題に落とし込んで考える「ローカライズ」を意識させていきます。
事業目的	事業の対象者、実施する背景、目的を記載します。
事業内容/数値目標	事業の概要を記載します。また、戦略事業や一般事業に関しては、それぞれ数値目標を設定します。
年次計画と財源	事業の年次計画と財源内訳について記載します。

毎年度の予算編成時に個別計画の内容を反映させることを目的に、実施計画書には当該事業が位置付けられる個別計画を明記します。





発行：養父市

編集：経営企画部 経営政策・国家戦略特区課

令和〇年〇月 策定

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675

TEL 079-662-7602 FAX 079-662-7491

URL <https://www.city.yabu.hyogo.jp>

議案第71号

養父市関宮小さな拠点（仮称）整備工事請負契約の変更について

第127回養父市議会定例会において議決のあった議案第37号の養父市関宮小さな拠点（仮称）整備工事に係る請負契約を下記のとおり変更しようとする。よって養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第2条の規定により、議決を求める。

令和7年12月10日提出

養父市長 大 林 賢 一

記

工事名	契約金額	変更金額	契約の相手方
養父市関宮 小さな拠点 （仮称）整備 工事	円 1,315,600,000	円 1,325,720,000	養父市関宮小さな拠点（仮称）整備工事 福井・高柴特別共同企業体 （代表構成員） 養父市藪崎 166 番地 福井建設株式会社 代表取締役 福井 美樹男 （構成員） 養父市藪崎 1051 番地 高柴商事株式会社 代表取締役 高柴 元樹

養父市関宮小さな拠点（仮称）整備工事請負契約の変更について

1 契約名等

- 工事名 養父市関宮小さな拠点（仮称）整備工事
- 工事場所 養父市関宮637番地
- 受注者 福井・高柴特別共同企業体
(代表構成員) 福井建設株式会社 代表取締役 福井 美樹男
(構成員) 高柴商事株式会社 代表取締役 高柴 元樹
- 主要用途 集会場・飲食店・その他コミュニティ施設等
- 工事種別 新築工事
- 構造 木造一部鉄骨造 地上1階
- 規模 敷地面積 7,028㎡
建築面積 2,262㎡
延べ面積 2,042㎡
- 工事内容 建築工事、屋外整備工事、電気設備工事、機械設備工事

2 契約の経過

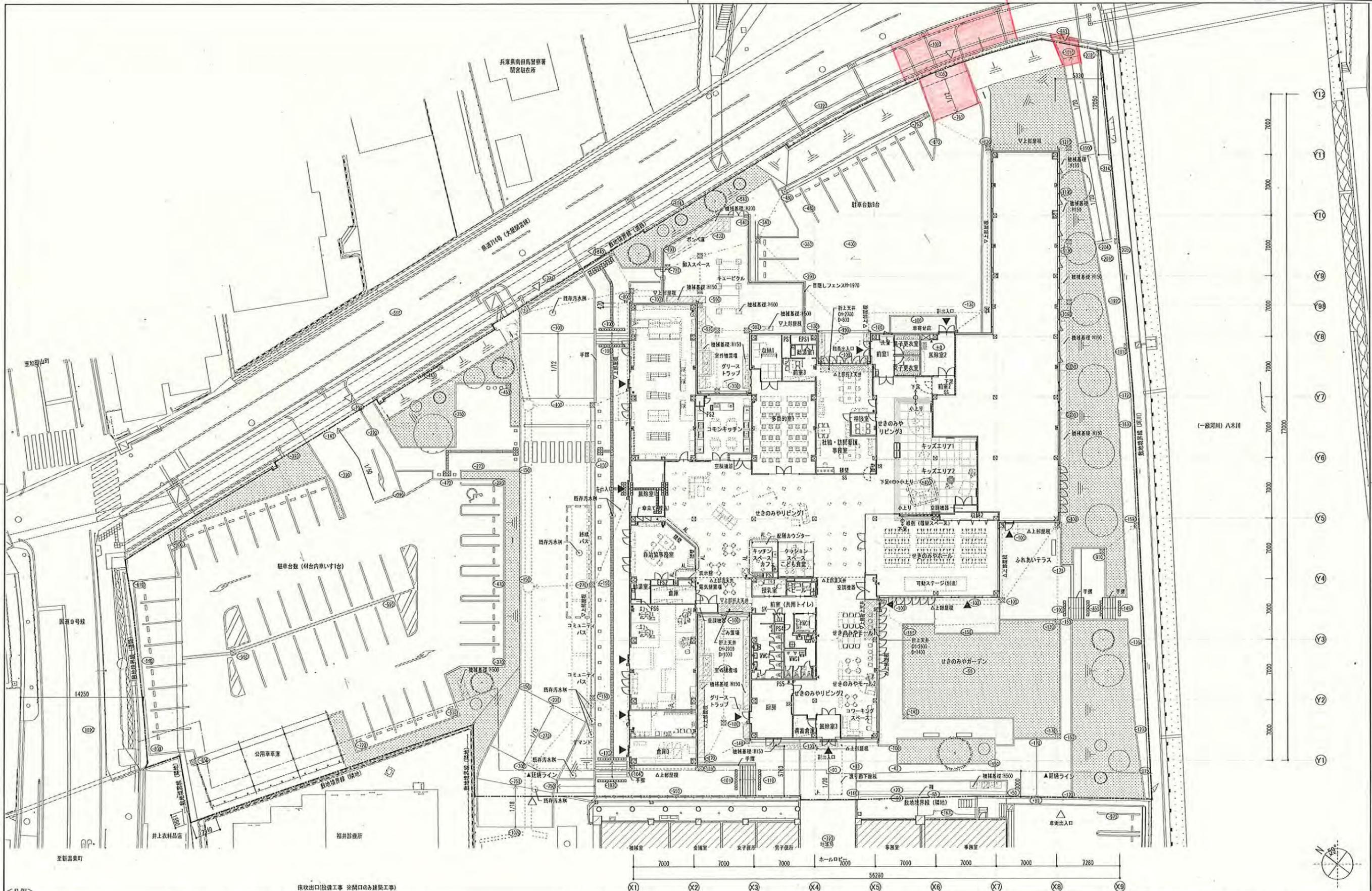
■当初契約

- 契約日 令和7年3月6日仮契約締結、令和7年3月31日本契約締結
- 工期 令和7年4月1日から令和8年3月25日まで
- 請負代金額 1,315,600,000円（税込）

■第1回変更契約（今回提案）

- 契約予定日 令和7年11月28日仮契約締結、議決後に本契約締結
- 工期 令和7年4月1日から令和8年3月25日まで…変更なし
- 請負代金額 1,325,720,000円（税込）…10,120,000円の増額
- 変更理由 一般県道大屋関宮線から関宮小さな拠点(仮称)へ出入りする進入路を新たに2箇所設置し、その費用を増額する。

県道からの進入路設置について道路管理者である兵庫県への道路占用の許可申請において、進入路の位置や道路側溝等の構造、また維持管理について協議した内容に基づき擁壁工等の詳細設計及び積算を実施し、車両及び歩行者が通行する2箇所の進入路の施工にかかる費用が確定したため、増額するものである。



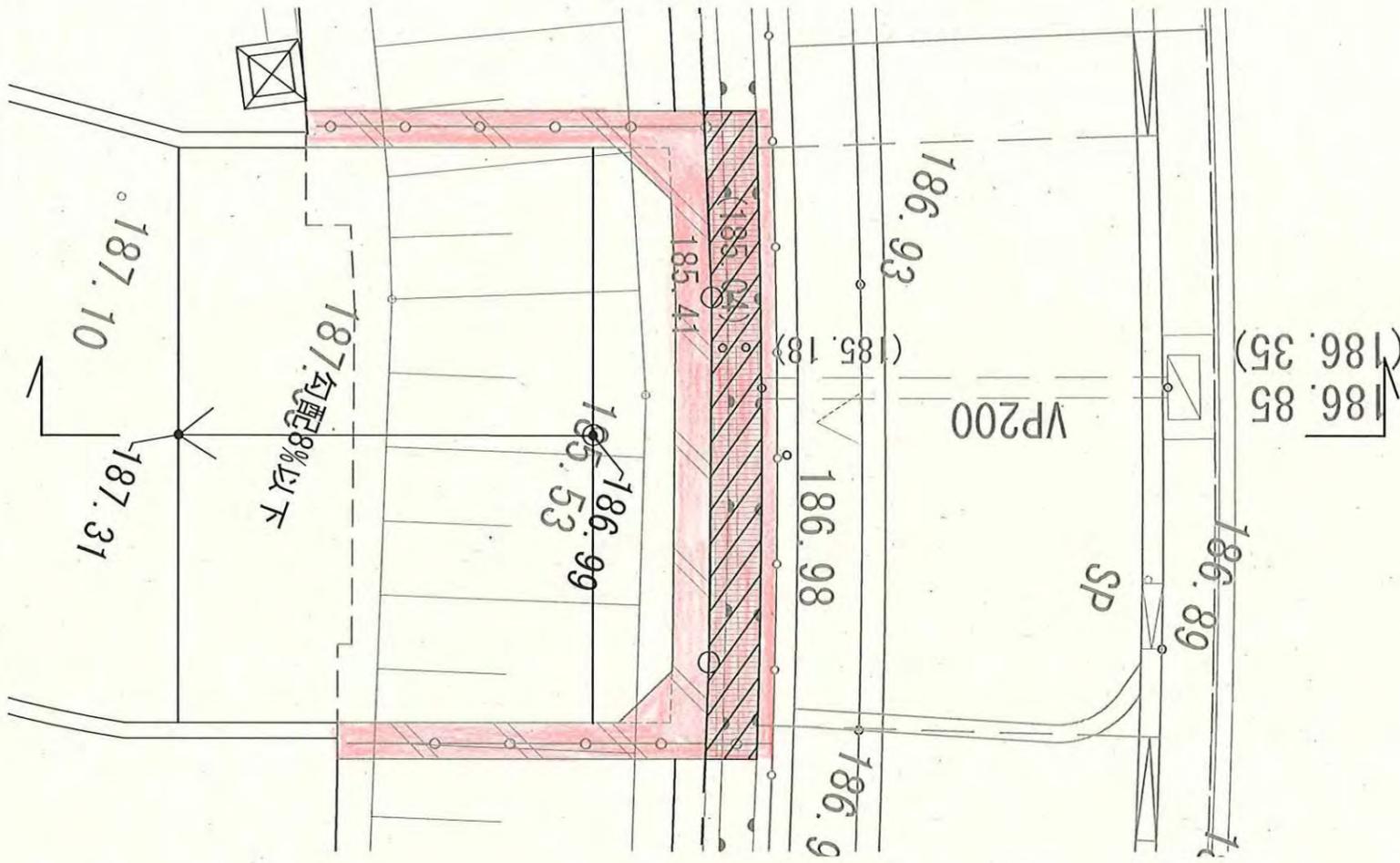
＜凡例＞		床吹出口(設備工事 ※開口のみ建築工事)	
外壁(商業系サイディング)	クラップ	消火器ボックス (V型埋め込み型 ● 床埋め)	雨樋
障子切壁	床制気口(建築工事)/床吹出口(設備工事 ※開口のみ建築工事)	視覚障害者用誘導線300角	排水溝(SUS樋目グレーチングT-2)
シャッターを示す	視覚障害者用誘導線90角	床下点検口(防水・防臭型、クラップ付)	水勾配
アルミ製折れ戸を示す			敷地出入口 / 建物出入口
IFL=IP+188.0とする。IFLとのレベル差を示す。			

機軸基礎	カラーアスファルト舗装
玉砂利	内装テナント工事範囲
芝生	内装工期工事範囲
インターロッキング	※外構の詳細は勾配・レベルは外構図を参照する
既存建物	

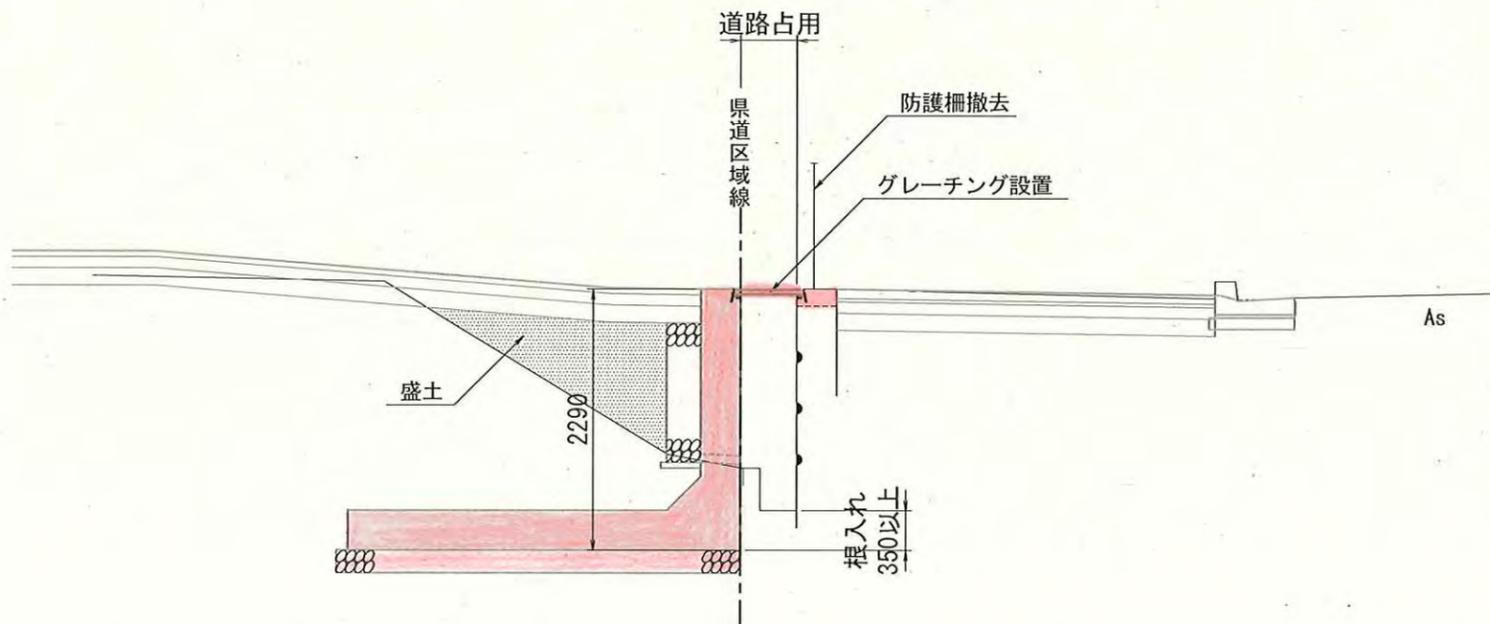
養父市関宮小さな拠点(仮称)整備工事	
A	建築工事
002	配置図兼1階平面図
	安井建築設計事務所

＜代表設計者＞	森 雅 章
一級建築士 国土交通大臣登録 第300703号	

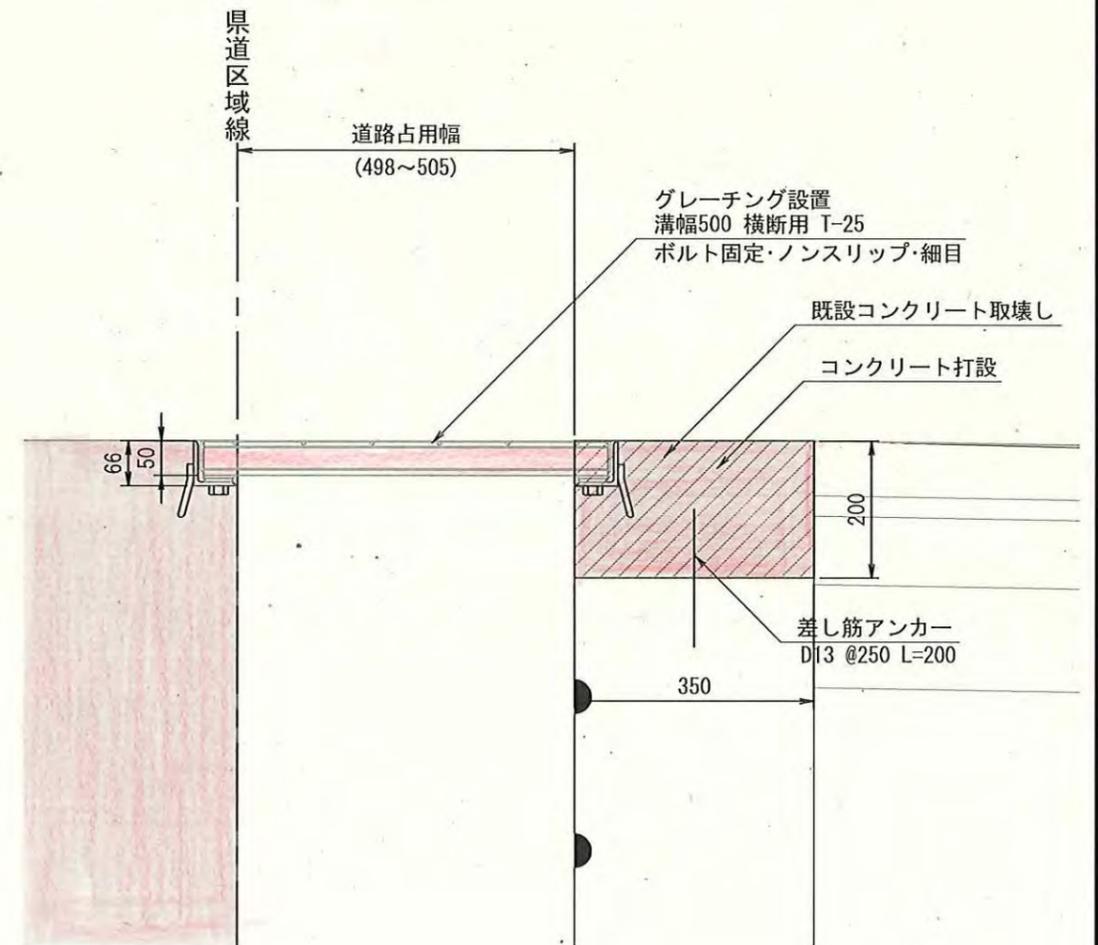
平面図 S=1:60 (A3)



断面図 S=1:60 (A3)



道路占用部詳細図 S=1:10 (A3)



議案第72号

令和7年度養父市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度養父市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,701,868千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

養父市長 大 林 賢 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,273,784	263	2,274,047
	1. 国庫負担金	1,215,473	263	1,215,736
15. 県支出金		1,250,490	131	1,250,621
	1. 県負担金	529,810	131	529,941
18. 繰入金		2,065,972	241	2,066,213
	2. 特別会計繰入金	22,427	241	22,668
19. 繰越金		211,515	79,015	290,530
	1. 繰越金	211,515	79,015	290,530
歳入合計		20,622,218	79,650	20,701,868

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		143,535	687	144,222
	1. 議 会 費	143,535	687	144,222
2. 総 務 費		4,579,596	12,875	4,592,471
	1. 総 務 管 理 費	4,270,799	7,719	4,278,518
	2. 徴 税 費	183,229	3,128	186,357
	3. 戸籍住民基本台帳費	61,073	1,586	62,659
	6. 監 査 委 員 費	20,687	442	21,129
3. 民 生 費		5,299,956	30,684	5,330,640
	1. 社 会 福 祉 費	3,117,049	12,384	3,129,433
	2. 児 童 福 祉 費	1,920,262	17,316	1,937,578
	3. 生 活 保 護 費	261,645	984	262,629
4. 衛 生 費		1,979,883	3,873	1,983,756
	1. 保 健 衛 生 費	1,874,108	3,320	1,877,428
	2. 清 掃 費	105,775	553	106,328
6. 農 林 水 産 業 費		1,047,887	6,861	1,054,748
	1. 農 業 費	819,976	5,212	825,188
	2. 林 業 費	227,911	1,649	229,560
7. 商 工 費		516,711	1,871	518,582
	1. 商 工 費	237,735	1,132	238,867
	2. 観 光 費	278,976	739	279,715
8. 土 木 費		1,902,084	4,732	1,906,816
	1. 土 木 管 理 費	43,290	1,168	44,458
	2. 道 路 橋 り よ う 費	868,187	1,435	869,622
	4. 都 市 計 画 費	877,172	1,420	878,592
	5. 住 宅 費	64,705	709	65,414
9. 消 防 費		370,262	1,353	371,615
	1. 消 防 費	370,262	1,353	371,615
10. 教 育 費		2,340,604	16,714	2,357,318
	1. 教 育 総 務 費	172,731	1,757	174,488
	2. 小 学 校 費	483,436	3,146	486,582
	3. 中 学 校 費	693,963	896	694,859
	4. 社 会 教 育 費	515,832	6,123	521,955
	5. 保 健 体 育 費	474,642	4,792	479,434
歳 出	合 計	20,622,218	79,650	20,701,868

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,273,784	263	2,274,047
15. 県支出金	1,250,490	131	1,250,621
18. 繰入金	2,065,972	241	2,066,213
19. 繰越金	211,515	79,015	290,530
歳入合計	20,622,218	79,650	20,701,868

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	143,535	687	144,222
2. 総務費	4,579,596	12,875	4,592,471
3. 民生費	5,299,956	30,684	5,330,640
4. 衛生費	1,979,883	3,873	1,983,756
6. 農林水産業費	1,047,887	6,861	1,054,748
7. 商工費	516,711	1,871	518,582
8. 土木費	1,902,084	4,732	1,906,816
9. 消防費	370,262	1,353	371,615
10. 教育費	2,340,604	16,714	2,357,318
歳出合計	20,622,218	79,650	20,701,868

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			687
			12,875
394		241	30,049
			3,873
			6,861
			1,871
			4,732
			1,353
			16,714
394		241	79,015

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	1,214,347	263	1,214,610
項計	1,215,473	263	1,215,736

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	517,839	131	517,970
項計	529,810	131	529,941

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 特別会計繰入金

1. 介護保険特別会計繰入金	22,427	241	22,668
項計	22,427	241	22,668

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	211,515	79,015	290,530
項計	211,515	79,015	290,530

歳入合計	20,622,218	79,650	20,701,868
------	------------	--------	------------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 老人福祉費負担金	263	重層の支援体制整備事業交付金（生活支援体制整備等） 263

3. 老人福祉費負担金	131	重層の支援体制整備事業交付金（生活支援体制整備等） 131

1. 介護保険特別会計 繰入金	241	重層の支援体制整備事業繰入金 241

1. 前年度繰越金	79,015	前年度繰越金 79,015

--	--	--

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	143,535	687	144,222				687
項 計	143,535	687	144,222				687

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	2,351,120	6,343	2,357,463				6,343
8. 地域振興費	935,165	389	935,554				389
9. 情報センター運営費	78,303	987	79,290				987
項 計	4,270,799	7,719	4,278,518				7,719

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税费

1. 税務総務費	117,523	3,128	120,651				3,128
----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2. 給 料	379	議会職員人件費	687
3. 職 員 手 当	254	一般職給料	379
4. 共 済 費	54	期末手当	123
		勤勉手当	114
		時間外勤務手当	17
		職員共済組合負担金	54

1. 報 酬	268	総務職員人件費	5,930
2. 給 料	2,609	一般職給料	2,609
3. 職 員 手 当	2,639	期末手当	1,467
4. 共 済 費	827	勤勉手当	880
		通勤手当	37
		地域手当	132
		職員共済組合負担金	805
		マイナンバーカード普及促進事業費	413
		会計年度任用職員報酬	268
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	66
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	57
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	22
1. 報 酬	266	おおやアート村拠点施設管理事業費	389
3. 職 員 手 当	123	会計年度任用職員報酬	266
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	66
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	57
2. 給 料	670	情報センター職員人件費	987
3. 職 員 手 当	317	一般職給料	670
		期末手当	148
		勤勉手当	132
		通勤手当	37

2. 給 料	1,931	税務職員人件費	3,128
3. 職 員 手 当	847	一般職給料	1,931
4. 共 済 費	350	期末手当	374
		勤勉手当	324
		通勤手当	112
		地域手当	37

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 税務総務費							
項 計	183,229	3,128	186,357				3,128

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	61,073	1,586	62,659				1,586
項 計	61,073	1,586	62,659				1,586

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	20,687	442	21,129				442
項 計	20,687	442	21,129				442

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	627,694	8,570	636,264	394		241	7,935
3. 老人福祉費	1,193,070	2,565	1,195,635				2,565

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		職員共済組合負担金	350

2. 給 料	993	戸籍職員人件費	1,586
3. 職 員 手 当	593	一般職給料	993
		期末手当	243
		勤勉手当	250
		通勤手当	100

2. 給 料	242	監査委員会職員人件費	442
3. 職 員 手 当	200	一般職給料	242
		期末手当	81
		勤勉手当	75
		通勤手当	44

1. 報 酬	234	社会福祉職員人件費	7,793
2. 給 料	5,859	一般職給料	5,859
3. 職 員 手 当	1,676	期末手当	900
4. 共 済 費	390	勤勉手当	523
27. 繰 出 金	411	通勤手当	20
		地域手当	111
		職員共済組合負担金	380
		社会福祉一般事務費	182
		会計年度任用職員報酬	118
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	34
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	30
		人権啓発事業費	184
		会計年度任用職員報酬	116
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	31
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	27
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	10
		国民健康保険特別会計繰出金	411
		国民健康保険特別会計繰出金	411
1. 報 酬	144	介護保険特別会計繰出金	2,369

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 老人福祉費							
5. 国民年金事務費	9,046	520	9,566				520
6. 消費者行政費	5,930	178	6,108				178
7. 社会福祉施設費	15,658	551	16,209				551
項 計	3,117,049	12,384	3,129,433	394		241	11,749

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	523,519	255	523,774				255
------------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
3.	職 員 手 当		52	介護保険特別会計繰出金	2,369
27.	繰 出 金		2,369	生活支援体制整備事業費	196
				会計年度任用職員報酬	144
				期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	28
				勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	24
1.	報 酬		132	国民年金職員人件費	318
2.	給 料		126	一般職給料	126
3.	職 員 手 当		222	期末手当	24
4.	共 済 費		40	勤勉手当	20
				通勤手当	108
				職員共済組合負担金	40
				国民年金事務費	202
				会計年度任用職員報酬	132
				期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	41
				勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	29
1.	報 酬		118	消費者行政事業費	178
3.	職 員 手 当		60	会計年度任用職員報酬	118
				期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	33
				勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	27
1.	報 酬		118	みふね会館職員人件費	364
2.	給 料		144	一般職給料	144
3.	職 員 手 当		278	期末手当	183
4.	共 済 費		11	勤勉手当	37
				みふね会館管理運営費	187
				会計年度任用職員報酬	118
				期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	31
				勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	27
				職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	11

1.	報 酬		171	母子福祉事業費	126
3.	職 員 手 当		44	会計年度任用職員報酬	82
8.	旅 費		40	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	23
				勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	21
				家庭児童相談員活動事業費	129
				会計年度任用職員報酬	89
				費用弁償（会計年度任用職員）	40

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 児童福祉施設費	1,299,508	17,061	1,316,569				17,061
項 計	1,920,262	17,316	1,937,578				17,316

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	41,551	984	42,535				984
項 計	261,645	984	262,629				984

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	3,426	公立認定こども園等職員人件費	2,593	
2. 給料	5,581	期末手当	499	
3. 職員手当	5,288	勤勉手当	399	
4. 共済費	2,766	職員共済組合負担金	1,695	
		公立認定こども園等運営事業費	13,621	
		会計年度任用職員報酬	3,293	
		会計年度任用職員給料	5,200	
		期末手当 (常勤会計年度任用職員)	1,444	
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	683	
		通勤手当 (会計年度任用職員)	298	
		勤勉手当 (常勤会計年度任用職員)	1,002	
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	572	
		地域手当 (常勤会計年度任用職員)	98	
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	1,031	
		子ども・子育て支援事業費	847	
		会計年度任用職員報酬	133	
		会計年度任用職員給料	381	
		期末手当 (常勤会計年度任用職員)	109	
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	33	
		通勤手当 (会計年度任用職員)	34	
		勤勉手当 (常勤会計年度任用職員)	88	
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	29	
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	40	

1. 報酬	112	生活保護職員人件費	782
2. 給料	395	一般職給料	395
3. 職員手当	297	期末手当	107
4. 共済費	168	勤勉手当	96
8. 旅費	12	時間外勤務手当	38
		職員共済組合負担金	146
		生活保護事務費	202
		会計年度任用職員報酬	112
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	30
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	26
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	22
		費用弁償 (会計年度任用職員)	12

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	241,245	690	241,935				690
3. 予防費	198,765	436	199,201				436
9. 病院診療所費	1,273,005	1,574	1,274,579				1,574
10. 火葬場費	67,521	620	68,141				620
項 計	1,874,108	3,320	1,877,428				3,320

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

1. 清掃総務費	13,868	553	14,421				553
項 計	105,775	553	106,328				553

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	34,758	408	35,166				408
2. 農業総務費	88,388	2,628	91,016				2,628

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	165	保健衛生職員人件費	690
3. 職員手当	525	一般職給料	165
		期末手当	525
1. 報酬	360	社会的処方推進事業費	436
3. 職員手当	76	会計年度任用職員報酬	360
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	38
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	38
27. 繰出金	1,574	国保直営診療施設勘定繰出金	348
		国保直営診療施設勘定繰出金	348
		養父歯科診療所特別会計繰出金	1,226
		養父歯科診療所特別会計繰出金	1,226
2. 給料	356	火葬場管理費	620
3. 職員手当	199	会計年度任用職員給料	356
4. 共済費	65	期末手当 (常勤会計年度任用職員)	104
		通勤手当 (会計年度任用職員)	10
		勤勉手当 (常勤会計年度任用職員)	85
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	65

2. 給料	265	清掃総務職員人件費	553
3. 職員手当	207	一般職給料	265
4. 共済費	81	期末手当	113
		勤勉手当	94
		職員共済組合負担金	81

2. 給料	251	農業委員会職員人件費	408
3. 職員手当	85	一般職給料	251
4. 共済費	72	期末手当	70
		通勤手当	15
		職員共済組合負担金	72
2. 給料	1,417	農業総務職員人件費	2,628
3. 職員手当	887	一般職給料	1,417
4. 共済費	324	期末手当	432
		勤勉手当	395
		地域手当	60
		職員共済組合負担金	324

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 農業振興費	283,733	393	284,126				393
4. 畜産業費	65,363	213	65,576				213
5. 農地費	111,926	37	111,963				37
6. 地籍調査費	235,808	1,533	237,341				1,533
項 計	819,976	5,212	825,188				5,212

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

1. 林業総務費	40,314	1,063	41,377				1,063
2. 林業振興費	115,149	586	115,735				586

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 報 酬	230	有害鳥獣防護対策事業費	217
3. 職 員 手 当	131	会計年度任用職員報酬	118
4. 共 済 費	32	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	40
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	27
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	32
		日本型直接支払事業費	176
		会計年度任用職員報酬	112
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	38
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	26
3. 職 員 手 当	170	堆肥センター管理運営事業費	213
4. 共 済 費	43	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	93
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	77
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	43
3. 職 員 手 当	37	農地中間管理事業推進事業費	37
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	20
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	17
1. 報 酬	376	地籍調査職員人件費	978
2. 給 料	489	一般職給料	489
3. 職 員 手 当	668	期末手当	155
		勤勉手当	245
		時間外勤務手当	14
		通勤手当	14
		地域手当	61
		地籍調査事業費	555
		会計年度任用職員報酬	376
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	96
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	83

2. 給 料	348	林業総務職員人件費	1,063
3. 職 員 手 当	369	一般職給料	348
4. 共 済 費	346	期末手当	185
		勤勉手当	137
		時間外勤務手当	30
		地域手当	17
		職員共済組合負担金	346
1. 報 酬	381	森林環境譲与税関連事業費	586
3. 職 員 手 当	181	会計年度任用職員報酬	381

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 林業振興費							
項 計	227,911	1,649	229,560				1,649

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	32,162	1,132	33,294				1,132
項 計	237,735	1,132	238,867				1,132

(款) 7. 商工費

(項) 2. 観光費

1. 観光総務費	21,919	739	22,658				739
項 計	278,976	739	279,715				739

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	42,818	1,168	43,986				1,168
項 計	43,290	1,168	44,458				1,168

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
4. 共 済 費	24	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	97
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	84
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	24

2. 給 料	560	商工職員人件費	1,132
3. 職 員 手 当	360	一般職給料	560
4. 共 済 費	212	期末手当	156
		勤勉手当	137
		時間外勤務手当	50
		地域手当	17
		職員共済組合負担金	212

2. 給 料	405	観光職員人件費	739
3. 職 員 手 当	195	一般職給料	405
4. 共 済 費	139	期末手当	109
		勤勉手当	42
		時間外勤務手当	44
		職員共済組合負担金	139

1. 報 酬	74	土木総務職員人件費	1,049
2. 給 料	581	一般職給料	581
3. 職 員 手 当	379	期末手当	170
4. 共 済 費	134	勤勉手当	153
		地域手当	11
		職員共済組合負担金	134
		土木総務一般事務費	119
		会計年度任用職員報酬	74
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	26
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	19

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	127,942	1,435	129,377				1,435
項 計	868,187	1,435	869,622				1,435

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	160,121	1,420	161,541				1,420
項 計	877,172	1,420	878,592				1,420

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅総務費	17,205	709	17,914				709
項 計	64,705	709	65,414				709

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

3. 災害対策費	103,696	1,353	105,049				1,353
項 計	370,262	1,353	371,615				1,353

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
2. 給料	992	道路橋りょう職員人件費	1,435
3. 職員手当	443	一般職給料	992
		期末手当	192
		勤勉手当	176
		通勤手当	34
		地域手当	41

1. 報酬	101	都市計画職員人件費	1,252
2. 給料	274	一般職給料	274
3. 職員手当	955	期末手当	291
4. 共済費	90	勤勉手当	146
		時間外勤務手当	50
		地域手当	411
		職員共済組合負担金	80
		都市計画総務一般事務費	168
		会計年度任用職員報酬	101
		期末手当(短時間勤務会計年度任用職員)	33
		勤勉手当(短時間勤務会計年度任用職員)	24
		職員共済組合負担金(会計年度任用職員)	10

2. 給料	283	住宅職員人件費	709
3. 職員手当	206	一般職給料	283
4. 共済費	220	期末手当	113
		勤勉手当	93
		職員共済組合負担金	220

2. 給料	694	防災・災害対策人件費	1,353
3. 職員手当	425	一般職給料	694
4. 共済費	234	期末手当	207
		勤勉手当	182
		通勤手当	22
		地域手当	14
		職員共済組合負担金	234

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	125,928	1,176	127,104				1,176
3. 学校教育総務費	44,946	581	45,527				581
項 計	172,731	1,757	174,488				1,757

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 小学校管理費	192,679	3,146	195,825				3,146
項 計	483,436	3,146	486,582				3,146

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 中学校管理費	75,056	896	75,952				896
項 計	693,963	896	694,859				896

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	130,087	4,610	134,697				4,610
------------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 報 酬	493	教育総務職員人件費	445
2. 給 料	403	一般職給料	403
3. 職 員 手 当	259	通勤手当	19
4. 共 済 費	21	地域手当	23
		教育委員会事務局費	731
		会計年度任用職員報酬	493
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	114
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	103
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	21
1. 報 酬	365	学校・こども園等環境整備作業員配置事業費	581
3. 職 員 手 当	160	会計年度任用職員報酬	365
4. 共 済 費	56	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	86
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	74
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	56

1. 報 酬	2,129	小学校管理運営事業費	3,146
3. 職 員 手 当	935	会計年度任用職員報酬	2,129
4. 共 済 費	70	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	499
8. 旅 費	12	勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	436
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	70
		費用弁償（会計年度任用職員）	12

1. 報 酬	581	中学校管理運営事業費	896
3. 職 員 手 当	277	会計年度任用職員報酬	581
4. 共 済 費	38	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	148
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	129
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	38

2. 給 料	2,268	社会教育職員人件費	4,610
3. 職 員 手 当	1,347	一般職給料	2,268

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 社会教育総務費							
3. 公民館費	130,070	201	130,271				201
6. 文化財保護費	72,602	508	73,110				508
7. 施設管理費	88,995	804	89,799				804
項 計	515,832	6,123	521,955				6,123

(款) 10. 教育費

(項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	150,320	408	150,728				408
3. 学校給食施設費	318,107	4,384	322,491				4,384

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
4. 共 済 費	995	期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 通勤手当 地域手当 職員共済組合負担金	625 510 161 15 36 995
1. 報 酬	166	図書整備事業費	201
3. 職 員 手 当	35	会計年度任用職員報酬 期末手当（短時間勤務会計年度任用職員） 勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	166 19 16
1. 報 酬	306	文化財保護事務費	144
3. 職 員 手 当	202	会計年度任用職員報酬 期末手当（短時間勤務会計年度任用職員） 勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員） 埋蔵文化財調査事業費 会計年度任用職員報酬 期末手当（短時間勤務会計年度任用職員） 勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	69 55 20 364 237 73 54
1. 報 酬	519	あけのべ自然学校運営事業費	804
3. 職 員 手 当	234	会計年度任用職員報酬	519
4. 共 済 費	51	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員） 勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員） 職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	126 108 51

2. 給 料	262	体育施設職員人件費	408
3. 職 員 手 当	146	一般職給料 期末手当 勤勉手当	262 80 66
1. 報 酬	1,574	学校給食職員人件費	1,910
2. 給 料	999	一般職給料	999
3. 職 員 手 当	1,582	期末手当 勤勉手当 通勤手当 地域手当 職員共済組合負担金	333 319 10 20 229
4. 共 済 費	229	学校給食管理運営事業費 会計年度任用職員報酬	2,474 1,574

(款) 10. 教育費

(項) 5. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 学校給食施設費							
項 計	474,642	4,792	479,434				4,792

歳出合計	20,622,218	79,650	20,701,868	394	0	241	79,015
------	------------	--------	------------	-----	---	-----	--------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員) 539
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員) 361

--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職 (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	321 (289)	576,296	1,271,289	931,864	2,779,449	506,160	3,285,609	
補正前	321 (289)	563,652	1,241,348	907,299	2,712,299	498,078	3,210,377	
比 較		12,644	29,941	24,565	67,150	8,082	75,232	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備考
職員 手当 等の 内訳	補正後	36,440	41,154	28,434	27,069	12,107	377,836	311,261	93,148	1,551	2,864
	補正前	36,440	41,154	27,345	26,140	12,107	365,035	301,919	92,744	1,551	2,864
	比 較			1,089	929		12,801	9,342	404		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	265 (9)		1,097,249	683,950	1,781,199	365,052	2,146,251	
補正前	265 (9)		1,073,245	668,518	1,741,763	358,516	2,100,279	
比 較			24,004	15,432	39,436	6,536	45,972	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備考
職員 手当 等の 内訳	補正後	36,440	41,154	24,972	22,181	12,107	251,491	204,593	87,198	950	2,864
	補正前	36,440	41,154	23,981	21,594	12,107	243,586	199,048	86,794	950	2,864
	比 較			991	587		7,905	5,545	404		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	56 (280)	576,296	174,040	247,914	998,250	141,108	1,139,358	
補正前	56 (280)	563,652	168,103	238,781	970,536	139,562	1,110,098	
比 較		12,644	5,937	9,133	27,714	1,546	29,260	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備考
職員 手当 等の 内訳	補正後		3,462	4,888		126,345	106,668	5,950	601		
	補正前		3,364	4,546		121,449	102,871	5,950	601		
	比 較		98	342		4,896	3,797				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備考
報酬	12,644	給与改定に伴う増減分	12,644	会計年度任用職員 12,644 千円
給料	29,941	給与改定に伴う増減分	29,941	会計年度任用職員以外の職員 24,004 千円 会計年度任用職員 5,937 千円
職員手当	24,565	制度改正に伴う増減分	24,565	会計年度任用職員以外の職員 15,432 千円 会計年度任用職員 9,133 千円

議案第73号

令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（ 事 業 勘 定 ）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,521,866千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		234,858	411	235,269
	1. 他会計繰入金	199,858	411	200,269
歳入合計		2,521,455	411	2,521,866

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	234,858	411	235,269
歳入合計	2,521,455	411	2,521,866

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	42,071	212	42,283
4. 保健事業費	32,832	385	33,217
8. 予備費	5,627	△186	5,441
歳出合計	2,521,455	411	2,521,866

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		42,071	212	42,283
	1. 総務管理費	39,766	212	39,978
4. 保健事業費		32,832	385	33,217
	1. 特定健康診査等事業費	25,590	186	25,776
	2. 保健事業費	7,242	199	7,441
8. 予備費		5,627	△186	5,441
	1. 予備費	5,627	△186	5,441
歳出	合計	2,521,455	411	2,521,866

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		212	0
		199	186
			△186
		411	0

2. 歳入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	199,858	411	200,269
項計	199,858	411	200,269

歳入合計	2,521,455	411	2,521,866
------	-----------	-----	-----------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	39,351	212	39,563			212	
項計	39,766	212	39,978			212	

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	25,590	186	25,776				186
項計	25,590	186	25,776				186

(款) 4. 保健事業費

(項) 2. 保健事業費

1. 保健事業費	7,242	199	7,441			199	
項計	7,242	199	7,441			199	

(款) 8. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	5,627	△186	5,441				△186
項計	5,627	△186	5,441				△186

歳出合計	2,521,455	411	2,521,866	0	0	411	0
------	-----------	-----	-----------	---	---	-----	---

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
3. 職員給与費等繰入金	411	職員給与費等繰入金	411

--	--	--	--

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
3. 職員手当	212	国民健康保険職員人件費	212
		期末手当	207
		地域手当	5

1. 報酬	150	特定健康診査等事業費	186
3. 職員手当	36	会計年度任用職員報酬	150
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	19
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	17

1. 報酬	134	保健事業費	199
3. 職員手当	63	会計年度任用職員報酬	134
4. 共済費	2	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	34
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	29
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	2

28. 予備費	△186	予備費	△186
		予備費	△186

--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	3 (2)	4,392	10,667	7,631	22,690	4,126	26,816	
補 正 前	3 (2)	4,108	10,667	7,320	22,095	4,124	26,219	
比 較		284		311	595	2	597	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後		219	200		3,419	2,693	1,100			
	補正前		214	200		3,159	2,647	1,100			
	比較		5			260	46				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	3		10,667	6,028	16,695	3,593	20,288	
補 正 前	3		10,667	5,816	16,483	3,593	20,076	
比 較				212	212		212	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後		219	200		2,545	1,964	1,100			
	補正前		214	200		2,338	1,964	1,100			
	比較		5			207					

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2)	4,392		1,603	5,995	533	6,528	
補 正 前	(2)	4,108		1,504	5,612	531	6,143	
比 較		284		99	383	2	385	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後					874	729				
	補正前					821	683				
	比較					53	46				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報酬	284	給与改定に伴う増減分	284	会計年度任用職員 284 千円
職員手当	311	制度改正に伴う増減分	311	会計年度任用職員以外の職員 212 千円 会計年度任用職員 99 千円

(大屋歯科診療所施設勘定)

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 大屋歯科診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,648千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		17,249	348	17,597
	2. 他会計繰入金	5,084	348	5,432
歳入合計		34,300	348	34,648

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	17,249	348	17,597
歳入合計	34,300	348	34,648

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	31,207	348	31,555
歳出合計	34,300	348	34,648

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		31,207	348	31,555
	1. 施設管理費	31,207	348	31,555
歳出合計		34,300	348	34,648

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			348
			348

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	5,084	348	5,432
項計	5,084	348	5,432

歳入合計	34,300	348	34,648
------	--------	-----	--------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	31,207	348	31,555				348
項計	31,207	348	31,555				348

歳出合計	34,300	348	34,648	0	0	0	348
------	--------	-----	--------	---	---	---	-----

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 一般会計繰入金	348	一般会計繰入金	348

--	--	--	--

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	218	大屋歯科診療所職員人件費	126
3. 職員手当	101	一般職給料	92
4. 共済費	16	期末手当	18
18. 負担金、補助及び交付金	13	勤勉手当	14
		地域手当	2
		一般管理費	222
		会計年度任用職員給料	126
		期末手当（常勤会計年度任用職員）	37
		勤勉手当（常勤会計年度任用職員）	30
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	16
		退職手当組合負担金	13

--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1 (8)	17,498	5,861	2,300	25,659	2,437	28,096	
補正前	1 (8)	17,498	5,643	2,199	25,340	2,421	27,761	
比 較			218	101	319	16	335	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手当等の内訳	補正後		115	70		1,036	829	250			
	補正前		113	70		981	785	250			
	比 較		2			55	44				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1)		2,588	719	3,307	564	3,871	
補正前	(1)		2,496	685	3,181	564	3,745	
比 較			92	34	126		126	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手当等の内訳	補正後		52			330	237	100			
	補正前		50			312	223	100			
	比 較		2			18	14				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1 (7)	17,498	3,273	1,581	22,352	1,873	24,225	
補正前	1 (7)	17,498	3,147	1,514	22,159	1,857	24,016	
比 較			126	67	193	16	209	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手当等の内訳	補正後		63	70		706	592	150			
	補正前		63	70		669	562	150			
	比 較					37	30				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給料	218	給与改定に伴う増減分	218	会計年度任用職員以外の職員 92千円 会計年度任用職員 126千円
職員手当	101	制度改正に伴う増減分	101	会計年度任用職員以外の職員 34千円 会計年度任用職員 67千円

議案第74号

令和7年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）

令和7年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		24,006	1,226	25,232
	1. 他会計繰入金	24,006	1,226	25,232
歳入合計		57,100	1,226	58,326

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	24,006	1,226	25,232
歳入合計	57,100	1,226	58,326

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	47,697	1,226	48,923
歳出合計	57,100	1,226	58,326

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		47,697	1,226	48,923
	1. 施設管理費	47,697	1,226	48,923
歳出	合計	57,100	1,226	58,326

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			1,226
			1,226

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	24,006	1,226	25,232
項計	24,006	1,226	25,232

歳入合計	57,100	1,226	58,326
------	--------	-------	--------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	47,697	1,226	48,923				1,226
項計	47,697	1,226	48,923				1,226

歳出合計	57,100	1,226	58,326	0	0	0	1,226
------	--------	-------	--------	---	---	---	-------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	1,226	一般会計繰入金 1,226

--	--	--

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	549	養父歯科診療所職員人件費 (一般職) 243
3. 職員手当	437	一般職給料 125
4. 共済費	240	期末手当 41 勤勉手当 31 通勤手当 7 地域手当 22 職員共済組合負担金 17 一般管理費 983 会計年度任用職員給料 424 期末手当 (常勤会計年度任用職員) 117 期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員) 29 通勤手当 (会計年度任用職員) 70 勤勉手当 (常勤会計年度任用職員) 94 勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員) 26 職員共済組合負担金 (会計年度任用職員) 223

--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	5 (1)	2,264	27,732	7,553	37,549	6,110	43,659	
補 正 前	5 (1)	2,264	27,183	7,116	36,563	5,870	42,433	
比 較			549	437	986	240	1,226	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 180		263	346		3,241	2,685	550	288		
	補正前 180		241	269		3,054	2,534	550	288		
	比較		22	77		187	151				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1		3,672	2,301	5,973	1,240	7,213	
補 正 前	1		3,547	2,200	5,747	1,223	6,970	
比 較			125	101	226	17	243	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 180		97	162		868	694	300			
	補正前 180		75	155		827	663	300			
	比較		22	7		41	31				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4 (1)	2,264	24,060	5,252	31,576	4,870	36,446	
補 正 前	4 (1)	2,264	23,636	4,916	30,816	4,647	35,463	
比 較			424	336	760	223	983	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後		166	184		2,373	1,991	250	288		
	補正前		166	114		2,227	1,871	250	288		
	比較			70		146	120				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給料	549	給与改定に伴う増減分	549	会計年度任用職員以外の職員 125 千円 会計年度任用職員 424 千円
職員手当	437	制度改正に伴う増減分	437	会計年度任用職員以外の職員 101 千円 会計年度任用職員 336 千円

議案第75号

令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,817,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		948,058	107	948,165
	2. 国庫補助金	311,963	107	312,070
5. 県支出金		535,480	53	535,533
	2. 県補助金	9,599	53	9,652
7. 繰入金		592,079	2,676	594,755
	1. 一般会計繰入金	566,079	2,369	568,448
	2. 基金繰入金	26,000	307	26,307
歳入	合計	3,814,493	2,836	3,817,329

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	948,058	107	948,165
5. 県支出金	535,480	53	535,533
7. 繰入金	592,079	2,676	594,755
歳入	合計	2,836	3,817,329

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	77,143	2,316	79,459
3. 地域支援事業費	76,708	279	76,987
5. 諸支出金	57,512	241	57,753
歳出	合計	2,836	3,817,329

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		77,143	2,316	79,459
	1. 総務管理費	40,817	1,282	42,099
	3. 介護認定審査会費	31,463	1,034	32,497
3. 地域支援事業費		76,708	279	76,987
	3. 包括的支援事業・任意費 事業費	29,228	279	29,507
5. 諸支出金		57,512	241	57,753
	2. 繰出金	22,427	241	22,668
歳出合計		3,814,493	2,836	3,817,329

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		2,316	0
160		53	66
			241
160		2,369	307

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）	7,358	107	7,465
項 計	311,963	107	312,070

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）	3,679	53	3,732
項 計	9,599	53	9,652

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

3. 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）	3,679	53	3,732
5. その他一般会計繰入金	78,926	2,316	81,242
項 計	566,079	2,369	568,448

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 介護給付費準備基金繰入金	26,000	307	26,307
項 計	26,000	307	26,307

歳入合計	3,814,493	2,836	3,817,329
------	-----------	-------	-----------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	107	総合事業以外の地域支援事業現年度分 107

1. 現 年 度 分	53	総合事業以外の地域支援事業現年度分 53

1. 現 年 度 分	53	総合事業以外の地域支援事業繰入金現年度分 53
1. 職員給与費等繰入金	2,316	職員給与費等繰入金 2,316

1. 介護給付費準備基金繰入金	307	介護給付費準備基金繰入金 307

--	--	--

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	40,507	1,282	41,789			1,282	
項 計	40,817	1,282	42,099			1,282	

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

2. 認定調査等費	25,751	1,034	26,785			1,034	
項 計	31,463	1,034	32,497			1,034	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

3. 認知症総合支援事業費	10,778	279	11,057	160		53	66
項 計	29,228	279	29,507	160		53	66

(款) 5. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 他会計繰出金	22,427	241	22,668				241
-----------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	132	介護総務職員人件費	1,062	
2. 給料	535	一般職給料	535	
3. 職員手当	353	期末手当	154	
4. 共済費	207	勤勉手当	126	
8. 旅費	5	地域手当	11	
18. 負担金、補助及び交付金	50	職員共済組合負担金	186	
		退職手当組合負担金	47	
		県職員互助会負担金	3	
		一般管理費	220	
		会計年度任用職員報酬	132	
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	33	
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	29	
		社会保険料	11	
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	10	
		費用弁償（会計年度任用職員）	5	

1. 報酬	325	認定調査等費	1,034
3. 職員手当	602	会計年度任用職員報酬	325
4. 共済費	107	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	326
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	276
		社会保険料	41
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	66

2. 給料	117	認知症総合支援職員人件費	279
3. 職員手当	104	一般職給料	117
4. 共済費	58	期末手当	35
		勤勉手当	31
		通勤手当	35
		地域手当	3
		職員共済組合負担金	58

27. 繰出金	241	一般会計繰出金	241
		一般会計繰出金	241

(款) 5. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
項 計	22,427	241	22,668				241

歳出合計	3,814,493	2,836	3,817,329	160	0	2,369	307
------	-----------	-------	-----------	-----	---	-------	-----

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4 (6)	13,370	17,643	15,501	46,514	7,550	54,064	
補 正 前	4 (6)	12,913	16,991	14,442	44,346	7,178	51,524	
比 較		457	652	1,059	2,168	372	2,540	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 546	984	385	237		7,005	5,903	441			
	補正前 546	984	371	202		6,457	5,441	441			
	比較		14	35		548	462				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4		17,643	10,145	27,788	5,866	33,654	
補 正 前	4		16,991	9,750	26,741	5,622	32,363	
比 較			652	395	1,047	244	1,291	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 546	984	385	237		4,096	3,456	441			
	補正前 546	984	371	202		3,907	3,299	441			
	比較		14	35		189	157				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(6)	13,370		5,356	18,726	1,684	20,410	
補 正 前	(6)	12,913		4,692	17,605	1,556	19,161	
比 較		457		664	1,121	128	1,249	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後					2,909	2,447				
	補正前					2,550	2,142				
	比較					359	305				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報酬	457	給与改定に伴う増減分	457 会計年度任用職員	457 千円
給料	652	給与改定に伴う増減分	652 会計年度任用職員以外の職員	652 千円
職員手当	1,059	制度改正に伴う増減分	1,059 会計年度任用職員以外の職員	395 千円
			会計年度任用職員	664 千円

議案第76号

令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度養父市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度養父市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	791,805千円	1,288千円	793,093千円
第1項 営業費用	743,305千円	1,288千円	744,593千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1） 職員給与費	52,450千円	1,288千円	53,738千円

令和7年12月10日提出

養父市長 大 林 賢 一

令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
収益的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			791,805	1,288	793,093	
	1 営業費用		743,305	1,288	744,593	
		1 原水及び浄水費	140,106	354	140,460	
		2 配水及び給水費	77,411	495	77,906	
		3 総係費	51,739	439	52,178	

令和7年度養父市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△136,142
	減価償却費	468,157
	資産減耗費	5,392
	賞与引当金等の増加額	535
	長期前受金戻入額	△115,395
	受取利息	△49
	支払利息	25,000
	未収金の増加額	△4,147
	未払金の減少額	△30,653
	たな卸資産の増加額	961
	小計	213,659
	利息の受取額	49
	利息の支払額	△25,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	188,708
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△286,607
	国庫補助金による収入	65,351
	工事負担金による収入	2,112
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△219,144
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	197,900
	企業債の償還による支出	△254,571
	出資金の受入額	65,820
	財務活動によるキャッシュ・フロー	9,149
	資金増加額	△21,287
	資金期首残高	1,935,630
	資金期末残高	1,914,343

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職員数		給与費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	10	8	300	28,845	16,576	45,721	8,017	53,738
補 正 前	10	8	300	27,895	16,238	44,433	8,017	52,450
比 較	0	0	0	950	338	1,288	0	1,288

(単位：千円)

区 分		扶 養 手 当	管理職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時間外 勤 務 手 当	地 域 手 当
手当の内訳	補 正 後	1,122	984	589	330	6,799	4,691	1,460	601
	補 正 前	1,122	984	589	330	6,727	4,425	1,460	601
	比 較	0	0	0	0	72	266	0	0

2. 給料の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増 減 額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料	950	給与改定に 伴う増減分	950		
手 当	338	制度改正に 伴う増減分	338	期末手当 72 勤勉手当 266	

令和7年度養父市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 278,099

ロ 建 物 1,059,253

減 価 償 却 累 計 額 Δ 285,595 773,658

ハ 構 築 物 10,874,347

減 価 償 却 累 計 額 Δ 5,646,191 5,228,156

ニ 機 械 及 び 装 置 2,955,397

減 価 償 却 累 計 額 Δ 1,756,818 1,198,579

ホ 車 輜 運 搬 具 7,206

減 価 償 却 累 計 額 Δ 6,846 360

ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 6,217

減 価 償 却 累 計 額 Δ 5,475 742

ト 建 設 仮 勘 定 252,847

有 形 固 定 資 産 合 計 7,732,441

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 4,568

無 形 固 定 資 産 合 計 4,568

固 定 資 産 合 計 7,737,009

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 1,914,343

(2) 未 収 金 96,804

貸 倒 引 当 金 Δ 1,522 95,282

(3) 貯 蔵 品 5,836

流 動 資 産 合 計 2,015,461

資 産 合 計 9,752,470

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債		
(1) 企業債	2,180,618	
固定負債合計		2,180,618
4 流動負債		
(1) 企業債	239,880	
(2) 未払金	8,016	
(3) 引当金	4,947	
流動負債合計		252,843
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	3,898,476	
収益化累計額	△ 2,167,415	
繰延収益合計		1,731,061
負債合計		4,164,522

資本の部

6 資本金		
(1) 固有資本金	1,638,395	
(2) 繰入資本金	3,628,407	
(3) 組入資本金	147,609	
資本金合計		5,414,411
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ受贈財産評価額	11,306	
資本剰余金合計		11,306
(2) 利益剰余金		
イ減債積立金	52,000	
ロ建設改良積立金	167,829	
ハ当年度未処分利益剰余金	△ 57,598	
利益剰余金合計		162,231
剰余金合計		173,537
資本合計		5,587,948
負債・資本合計		9,752,470

注記

Ⅲ. セグメント情報の開示

2. 報告セグメントごとの営業収益等

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：千円)

	水道事業	給水施設事業	合 計
営業収益	484,164	405	484,569
営業費用	725,902	2,219	728,121
営業損益	△241,738	△1,814	△ 243,552
経常損益	△ 133,470	△ 1,308	△ 134,778
セグメント資産	9,728,986	23,484	9,752,470
セグメント負債	4,157,911	6,611	4,164,522
他会計繰入金	80,047	0	80,047
減価償却費	466,343	1,814	468,157
特別利益	0	0	0
特別損失	△ 1,364	0	△ 1,364
固定資産増加額	281,216	0	281,216

令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細

収益の支出

支出

(款) 1 水道事業費用

(単位：千円)

項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 営業費用		743,305	1,288	744,593			
	1 原水及び 浄水費	140,106	354	140,460	給料	354	一般職員給 354
	2 配水及び 給水費	77,411	495	77,906	給料	332	一般職員給 332
					手当	163	期末手当 72 勤勉手当 91
	3 総係費	51,739	439	52,178	給料	264	一般職員給 264
					手当	175	勤勉手当 175
	計	791,805	1,288	793,093			

議案第77号

令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度養父市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度養父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支	（補正予定額） 出	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,166,512 千円	1,546 千円	1,168,058 千円
第1項 営業費用	1,079,176 千円	1,546 千円	1,080,722 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額319,330千円は過年度分損益勘定留保資金304,804千円及び当年度分消費税資本的収支調整額14,526千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支	（補正予定額） 出	（ 計 ）
第1款 資本的支出	1,106,008 千円	129 千円	1,106,137 千円
第1項 建設改良費	272,997 千円	129 千円	273,126 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1） 職員給与費	58,419 千円	1,675 千円	60,094 千円

令和7年12月10日提出

養父市長 大林 賢 一

令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益の支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			1,166,512	1,546	1,168,058	
	1 営業費用		1,079,176	1,546	1,080,722	
		2 処理場費	264,115	1,284	265,399	
		3 総係費	38,624	262	38,886	

資本的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,106,008	129	1,106,137	
	1 建設改良費		272,997	129	273,126	
		3 建設改良人件費	9,759	129	9,888	

令和7年度養父市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△63,733
	減価償却費	711,312
	資産減耗費	3,448
	賞与引当金等の減少額	△557
	貸倒引当金の増加額	270
	長期前受金戻入額	△291,580
	支払利息	75,183
	未収金の減少額	42,826
	未払金の減少額	△235,123
	小計	242,046
	利息の支払額	△75,183
	業務活動によるキャッシュ・フロー	166,863
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△249,184
	国県補助金による収入	78,084
	一般会計補助金による収入	16,077
	未収金の減少額	214,920
	未払金の減少額	△304,939
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△245,042
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	553,900
	企業債の償還による支出	△833,011
	一般会計からの出資による収入	129,330
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△149,781
	資金減少額	△227,960
	資金期首残高	841,618
	資金期末残高	613,659

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職員数		給与費				法 定 福利費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	10	8	113	31,031	19,022	50,166	9,928	60,094
補 正 前	10	8	113	29,992	18,386	48,491	9,928	58,419
比 較	0	0	0	1,039	636	1,675	0	1,675

(単位：千円)

区 分		扶 養 手 当	管理職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時間外 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
手当の内訳	補 正 後	846	768	832	0	7,362	5,836	1,967	780	631
	補 正 前	846	768	832	0	7,049	5,513	1,967	780	631
	比 較	0	0	0	0	313	323	0	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料	1,039	給与改定に伴う増減分	1,039		
手 当	636	制度改定に伴う増減分	636	期末手当 勤勉手当	313 323

令和7年度養父市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,034,901

ロ 建 物 2,347,379

減 価 償 却 累 計 額 △ 605,571 1,741,808

ハ 構 築 物 18,878,847

減 価 償 却 累 計 額 △ 4,934,336 13,944,511

ニ 機 械 及 び 装 置 3,780,805

減 価 償 却 累 計 額 △ 1,907,189 1,873,616

ホ 車 両 運 搬 具 43,223

減 価 償 却 累 計 額 △ 30,630 12,593

ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 6,391

減 価 償 却 累 計 額 △ 1,232 5,159

ト 建 設 仮 勘 定 194,438

有 形 固 定 資 産 合 計 18,807,026

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 576

無 形 固 定 資 産 合 計 576

固 定 資 産 合 計 18,807,602

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 613,659

(2) 未 収 金 71,021

貸 倒 引 当 金 △ 1,878 69,143

流 動 資 産 合 計 682,802

資 産 合 計 19,490,404

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債		
(1) 企業債	4,654,630	
固定負債合計		4,654,630
4 流動負債		
(1) 企業債	773,327	
(2) 未払金	16,950	
(3) 引当金	5,479	
流動負債合計		795,756
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	10,403,766	
収益化累計額	△ 3,047,302	
繰延収益合計		7,356,464
負債合計		12,806,850

資本の部

6 資本金		
(1) 固有資本金	4,948,955	
(2) 繰入資本金	1,551,859	
資本金合計		6,500,814
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	87,672	
ロ 国庫補助金	271,053	
ハ 県補助金	61,750	
資本剰余金合計	420,475	
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処理欠損金	237,735	
利益剰余金合計	△ 237,735	
剰余金合計		182,740
資本合計		6,683,554
負債・資本合計		19,490,404

注記

Ⅲ. セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	小規模集合排水処理事業	特定地域生活排水処理事業	個別排水処理事業	コミュニティ・プラント事業	合計
営業収益	121,266	186,232	93,857	1,398	1,159	578	21,826	426,316
営業費用	278,796	443,624	245,179	9,442	3,894	2,777	70,452	1,054,164
営業損失	△157,530	△257,392	△151,322	△8,044	△2,735	△2,199	△48,626	△627,848
経常損益	△22,539	△2,284	△2,349	△1,911	△274	△141	△31,990	△61,488
セグメント資産	5,235,848	7,584,203	4,679,597	140,603	14,122	19,798	1,816,233	19,490,404
セグメント負債	3,478,013	5,231,247	3,399,539	137,420	6,237	12,841	541,553	12,806,850
他会計繰入金	143,071	202,719	103,446	13,542	1,416	2,940	19,440	486,574
減価償却費	189,763	292,030	174,900	6,214	2,911	2,053	43,441	711,312
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	△455	△1,364	△318	△9	△4	△4	△91	△2,245
固定資産増加額	6,854	3,565	83,265	4,868	0	0	31,732	130,284

令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細
収益の支出

支出

(款) 1 下水道事業費用

(単位：千円)

項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 営業費用		1,079,176	1,546	1,080,722			
	2 処理場費	264,115	1,284	265,399	給 料	648	一般職員給 648
					手 当	636	期末手当 313 勤勉手当 323
	3 総 係 費	38,624	262	38,886	給 料	262	一般職員給 262
	計	1,166,512	1,546	1,168,058			

資本の支出

支出

(款) 1 資本の支出

(単位：千円)

項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 建設改良費		272,997	129	273,126			
	3 建設改良 人 件 費	9,759	129	9,888	給 料	129	一般職員給 129
	計	1,106,008	129	1,106,137			

